

第18回
旧町時代における
未処理金調査特別委員会

令和元年7月19日

葛城市議会

第18回旧町時代における未処理金調査特別委員会

1. 開会及び閉会 令和元年7月19日（金） 午前10時00分 開会
午後4時02分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席した委員 委員長 下村正樹
副委員長 西井 覚
委員 杉本訓規
" 吉村 始
" 谷原一安
" 内野悦子
" 増田順弘
" 西川 弥三郎

欠席した委員 な し

4. 委員以外の出席議員 議長 藤井本 浩
議員 奥本佳史
" 松林謙司
" 川村優子
" 吉村優子

5. 地方自治法第100条第1項の規定により、証人として出席した者の職氏名

亀井英子
三田 詮
坂口徳子
花井義明
福本武彦
清村好伸

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長 岩永睦治
書記 吉村浩尚
" 高松和弘

”

福 原 有 美

7. 調 査 案 件

(1) 証人尋問について

開 会 午前10時00分

下村委員長 ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しておりますので、これより旧町時代における未処理金調査特別委員会を開会いたします。

本日は大変、雨天でもございますし、きょうは、聞くところによりますと、小・中学校の終業式とか、いろんなことで毎日が詰まっております時期でございますけれども、きょうは百条委員会、午前、午後、参考人の方、合計6名に来ていただいて聴取したいと思いますので、最後までよろしく願い申し上げまして、当初の挨拶にかえさせていただきます。

なお、委員外議員の方々の紹介をいたします。川村優子議員、吉村優子議員、奥本議員、松林議員の4名の議員の方々が委員外議員として出席されております。よろしく願い申し上げます。

委員各位におかれましては、発言される場合は、必ず挙手をいただき、指名をいたしますので、ご起立の上、必ずマイクを近づけてからご発言されるようお願いいたします。

なお、報道関係者からの撮影の申し出が出ております。

お諮りいたします。

これを許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村委員長 ご異議なしと認めます。よって、議場内の撮影を許可することに決定いたしました。

それでは、ただいまより調査案件に入ります。

調査案件(1)証人尋問についてを議題といたします。

本日、6名の方に証人としてご出席いただき、証言をいただくことになっております。

ここでお諮りいたします。

本日の証人尋問の順番につきましては、お手元に配付の証人出頭請求一覧のとおり行うことにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村委員長 ご異議なしと認めます。

重ねて、証人尋問の方法についてお諮りをいたします。

これまでに実施した協議会におきまして、それぞれの証人に対し、委員各位から出された質問事項を取りまとめさせていただいております。それらの質問については共通事項として、最初に委員長である私から総括尋問としてお尋ねをさせていただいた後、最後に各委員からの補足尋問を許可いたしたいと思いますが、そのようにさせていただくことにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村委員長 ご異議なしと認めます。よって、そのように委員会運営をさせていただきます。

それでは、まず、亀井英子氏から証言をいただきたいと思っております。

それでは、入室いただきます。

(亀井証人入室)

下村委員長 お忙しいところご出席いただき、ありがとうございます。

本委員会の調査のために、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

証言を求める前に証人に申し上げます。証人の尋問につきましては、地方自治法第100条の規定があり、また、これに基づき、民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることになっております。これにより証人は、原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合には、これを拒むことができることとなっております。すなわち、証言が証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者の刑事上の訴追または処罰を招くおそれのある事項に関するとき、またはこれらの者の名誉を害すべき事項に関するとき、及び医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、外国法事務弁護士を含む弁護士、弁理士、弁護士、公証人、宗教、祈祷もしくは祭祀の職にある者、もしくはこれらの職にあった者が、その職務上知った事実であって黙秘すべきものについての尋問を受けるとき、及び技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき、以上の場合には証人は証言を拒むことができます。

また、公務員または公務員であった者が、職務上の秘密に属する事項について尋問を受けるとき、その監督官庁の承認を得る前は、証人は証言を拒むことができます。

これらに該当するときは、その旨、お申し出を願います。それ以外には証言を拒むことはできません。もし、これらの正当な理由がなく、証言を拒んだときは、6カ月以下の禁錮または10万円以下の罰金に処せられることになっております。

さらに、証人に証言を求める場合には、宣誓をさせなければならないことになっております。この宣誓につきましても、次の場合はこれを拒むことができることとなっております。

すなわち、証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者に著しい利害関係がある事項につき尋問を受けるときには、宣誓を拒むことができます。それ以外には拒むことはできません。なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3カ月以上5年以下の禁錮に処せられることになっております。

以上のことをご承知おき願います。

それでは、法律の定めるところによりまして、証人の宣誓を求めます。

宣誓書の朗読をお願いいたします。

亀井証人 宣誓。

良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事もつけ加えないことを誓います。

令和元年7月19日。

亀井英子。

下村委員長 それでは、宣誓書に署名、捺印をお願いいたします。

(亀井証人署名捺印)

下村委員長 これより証言を求めることとなりますが、証言は証言を求められた範囲を超えないようお願いいたします。

なお、証人は、発言の際も着席のままです。

また、証人は委員に対しては反論や質問することはできないことになっておりますので、ご了承をお願いいたします。ただし、尋問内容が不明確であり、それを明確にするための発言は認められております。

この際、委員各位に申し上げます。

本日は、当委員会に付託されました重要な問題について、証人から証言を求めるものでありますので、不規則発言等、議事の進行を妨げる言動のないようご協力をお願いいたします。

委員の発言につきましては、証人の人権に十分留意されますよう、あわせてお願いいたします。また、証人への尋問は正当な理由がある場合を除き、次に述べる質問は制限いたします。

1. 証人を侮辱し、または困惑させる質問。
2. 誘導尋問。
3. 既にした質問と重複する質問。
4. 争点に関係のない質問。
5. 意見の陳述を求める質問。
6. 証人が直接経験しなかった事実についての陳述を求める質問。

以上、ご留意の上ご発言ください。

ただいまより尋問に入ります。

最初に人定尋問を行います。

まず、あなたは亀井英子様ですか。

亀井証人 はい。

下村委員長 次に、住所、職業、生年月日につきましては、事前に確認事項記入票に記載いただいた内容のとおりですか。

亀井証人 はい。

下村委員長 それでは、これより証人から証言を求めたいと思います。

それでは、証人にお尋ねをいたします。

まず、一般的な事務処理手順についてお尋ねいたします。

あなたは、平成4年4月1日から平成11年3月31日まで、新庄町の出納室長でしたね。

亀井証人 はい。

下村委員長 あなたが出納室長であった当時、上司に当たる収入役は、平成5年3月31日までが田中進さん、平成5年4月1日から平成11年3月31日までが生野名興さんでしたね。

亀井証人 はい。

下村委員長 あなたが出納室長であった当時、町の公金は、町というのは新庄町です。町の公金は、収入役の名義の預金口座で保管されていたのでしょうか。

亀井証人 そうです。

下村委員長 収入役の名義以外で保管されてたということはなかったですか。

亀井証人 はい。

下村委員長 ないです。

亀井証人 知りません。わかりません。

下村委員長 新庄町では、町の正規の歳入歳出に使う口座の通帳は、1つでしたか、複数でしたか。

亀井証人 いや、見てませんが、多分1つやと思います。通帳は、私は見てません。

下村委員長 監査の際に対象としない通帳も、出納室に保管されていなかったですか。

亀井証人 わかりません。

下村委員長 収入役名義の口座から引き出し、あるいは送金する場合は、どのような順序で行われるのでしょうか。

亀井証人 それは、通帳は見たことないです。日計で別にその通帳を出したり入れたりするのと違いますので。

下村委員長 通帳で出したり入れたりするのではないから。

亀井証人 ないです。

下村委員長 通帳で出したり入れたりするという事はないのでしたら、具体的にどういうふうに行われてたか。

亀井証人 多分、日計ってありまして、毎日毎日の銀行と私との間で。その日その日の出納ですね。それが毎日、こう……。

下村委員長 そしたら、現金を出したり入れたりということはなかったわけですね。

亀井証人 全然、はい。

下村委員長 書類で出納の。

亀井証人 そうです、そうです。書類で。

下村委員長 当時、新庄町ですね、町から出金するときに、収入役の印鑑をつけて出金するとか、そういうことは。

亀井証人 そんなんは全然。

下村委員長 全くなかったですか。

亀井証人 はい。

下村委員長 収入役の印鑑は要らない、そういうことはなかったということなんですけれども、収入役の公印というものはどこかで保管されてました。

亀井証人 通常、公印はちゃんとなおしてあったと思いますねけど。私らがそれを使うんじゃなしに、そやから、それがわかりません。

下村委員長 わからないですか。

亀井証人 わからないです。

下村委員長 出納室長として、今言ってる収入役の公印というものを利用というか、使うことはなかったですか。

亀井証人 私自身ですか。

下村委員長 そうです。

亀井証人 ないです。

下村委員長 ないですか。

亀井証人 はい。

下村委員長 どなたが、役職でもよろしい。どなたが使っておられましたか。今言うてる公印ね。

亀井証人 それは収入役が。

下村委員長 収入役だけですわ。

亀井証人 そうですね。

下村委員長 ということは、その公印はどこに保管されてました。

亀井証人 収入役の金庫やと思います。

下村委員長 金庫に保管されてたと。

亀井証人 はい。多分そうやと思いますねけど。それを使ってどうするとか、そんなんは知りません。ないです。

下村委員長 金庫に保管してた。

亀井証人 はい。

下村委員長 金庫から出して印鑑を使うにはどのような手続が必要でしたか。

亀井証人 どうやったかな。あんまり、わかりません。

下村委員長 ご存じない。

亀井証人 はい。

下村委員長 あなた自身は、収入役の公印を金庫から出して使ったことは一切ないということですね。

亀井証人 ないです、ないです。

下村委員長 あなた以外の出納室の職員が、上司である収入役以外の人から指示を受けて、公印を出して使ったことはありますか。

亀井証人 ないです。

下村委員長 印鑑の確認をちょっとしてほしいんですけども。

亀井証人 これは、多分、こんなんは押してこうやって見てるから、多分これだと思いますわ。もう19年たってるし……。

下村委員長 その印鑑は、収入役の公印でということですね。

亀井証人 はい。

下村委員長 そのお届け印のところに四角い印鑑を押してんのは、収入役の公印に間違いはないですね。

亀井証人 いや、そんなん、間違いないって、わからへんわ。

下村委員長 これ、わかりますか、わからないですか。

亀井証人 多分ね、そうやと思うねんけども、はっきりわかりません。

下村委員長 多分そうであると思うけども、正式にはわからない。

亀井証人 はい。今さらわからへんわ。

下村委員長 その上にね、今のお届け印の上にね、届け出日というのが平成10年9月1日ということと書いてるといふか、印鑑押されてるんですけども、これについて何かご存じないことはいですか。

亀井証人 いや、わからへんわ、こんなん。わかりません。

下村委員長 わからない。

亀井証人 はい。

下村委員長 そしたらね、この一番下の方ですね。平成16年10月7日、名義変更、改印届け済みというのを書いてますね。

亀井証人 平成16年。

下村委員長 平成16年ですね。平成16年10月7日の印鑑が押してまして、その横に名義変更、改印届け済みと、これはご存じか。

亀井証人 そんなんわからへんわ。

下村委員長 わかりませんか。

亀井証人 はい。

下村委員長 全然わからない。

亀井証人 はい。

下村委員長 それでは、次に、未処理金の保管のことについてお尋ねいたします。

現在、新庄町時代に非公式に蓄えられた1億8,000万円ほどのお金があることが判明しております。このことについてはご存じですか。

亀井証人 知りません。

下村委員長 ご存じない。

亀井証人 はい。

下村委員長 何か報道とかね。

亀井証人 新聞では。

下村委員長 新聞でご存じということですね。

亀井証人 はい。

下村委員長 新庄町の収入役であった生野名興さんは、庁舎内の各課で非公式にお金が蓄えられていたと証言されているのですが、あなたはそのようなものを見聞きしたことはありますか。

亀井証人 ありません。

下村委員長 それでは、次、金融機関のことについてお聞きしますけれども、大和信用金庫新庄支店、下3桁596の新庄町収入役名義口座の履歴をまず示してください。この口座が何かご存じないですか。

亀井証人 ないです。見たことないです。

下村委員長 次に、奈良県農協新庄中央支店、下3桁501の新庄町収入役名義口座の履歴を示していただいて、この口座が何かご存じないですか。

亀井証人 知りません。

下村委員長 ご存じないということですね。

次に、奈良県農協新庄中央支店、下3桁561の新庄町収入役名義口座の履歴を示していただいて、この口座が何かご存じないですか。

亀井証人 ないです。

下村委員長 もう一つ、次に、奈良県農協新庄東支店、下3桁304の新庄町収入役名義口座の履歴を示していただいて、この口座が何かご存じないですか。

亀井証人 知りません。

下村委員長 それでは、次に、南藤井コミュニティセンターのことについてお尋ねいたします。

平成5年に新庄町地域コミュニティ施設の南藤井コミュニティセンターが建設されたことは知っておられますか。

亀井証人 はい。

下村委員長 平成5年7月13日に南藤井土地改良区がコミュニティセンター南藤井分館建設寄附金として1,000万円を支出している記録があるのですが、あなたはこのことを知っておられますか。

亀井証人 知りません。

下村委員長 1,000万円のことをご存じない。

亀井証人 はい。

下村委員長 平成5年12月27日に南藤井土地改良区がコミュニティセンター南藤井分館建設負担金として1,000万円を支出している記録があるのですが、あなたは、このことを知っていますか。

亀井証人 知りません。

下村委員長 ご存じない。

亀井証人 はい。

下村委員長 それではね、あなたの知っている限りで、南藤井以外にほかの自治会等から建設寄附金が支払われた事例はありますか。

亀井証人 ないです。

下村委員長 それでは、次に、未処理金のことについてお尋ねをいたします。

葛城市の総務部長であった河合良則さんは、会計課の金庫の中に、黒いポーチに入れて非公式なお金が入金された口座の通帳があったという話をしておられるのですが、あなた自身はそのようなものを見たことはないですか。

亀井証人 見たことないです。

下村委員長 そのほか、あなたが新庄町職員であった間に、非公式にお金が蓄えられているという話を見聞きしたことはないですか。

亀井証人 はい、ないです。

下村委員長 わかりました。そしたら、一応こちらからの質問はこれだけなんですけれども、ただいまの尋問に対する補足尋問に移ります。

委員の方で何かございませんか。

吉村委員。

吉村始委員 本日は調査委員会のために、お時間ない中お越しいただきましてありがとうございます。

一番最初に、一般的な事務処理手順について伺った中でですね、ちょっと一般的なことで、当時のことを知りたいのでお教えいただけたらと思うんですが、まず、銀行とのやりとりというのが、日計ということをやっておられたと思うんですが、その文字を教えてくださいのと、あと、日計というものは、おそらく負担行為のようなものが回ってきて、それでやりとりをしてるようなイメージがあるんですが、書類か何か回ってきて、例えば、それは、

日計を書くときは、その都度、例えば、収入役の指示があつて来てるのか、あるいはそういう負担行為書みたいなの、そういうふうな書類が回ってきたら、それで支出をされているのか。日々どういうふうな手順をとられたのか教えていただけたらと思います。

亀井証人 回ってきたら、あんまりはつきり覚えてませんねけど、もうだいぶなるしね。そんなん、もう本当にわかりませんねん。

下村委員長 吉村委員。

吉村始委員 あと文字は、日計って、日の計るですか。日計。

亀井証人 そうです。毎日、銀行との、言うたら出納のそれを、来るわけで、それを入力してたと思いますねけど。

吉村始委員 ありがとうございます。最後に1個だけなんですけど、その日計を書かれるときに、金額の多寡によってやり方が変わるということはあるんでしょうか。金額が多い、例えば消耗品とかやったら、2、3万のときもあれば、すごい金額の大きい、例えば1,000万とかいうときもあつたりとかすると思いますけど、そういうのは、金額が多いのは特になかったようなご記憶でしょうか。

亀井証人 あんまり覚えてませんけど。

吉村始委員 わかりました。どうもいろいろとありがとうございます。

下村委員長 ほかにございませんか。

谷原委員。

谷原委員 よろしく申し上げます。一般的なことになるんですけども、ご記憶の限りでいいんですが、出納室というのが当時新庄町にあったということで、亀井さんは出納室長をされてたということですけども、出納室の仕事というのはですね、簡潔に言うと、どういう仕事をされてたのかということです。それをちょっとお聞きしたいんです。今、吉村委員もちょっとお話、質問の中であったと思うんですけども、出納室の仕事というのはどういう仕事だったのか、ちょっと教えていただけませんか。

亀井証人 出納の仕事やと思いますねけど。

谷原委員 だから、どういう仕事をされてたか。

亀井証人 どういう仕事って、一般的な出納の仕事です。どういうって、あんまり、どういう仕事って、ちょっとわかりませんけど。

谷原委員 ご自身がなさってた、どういう仕事をなさってたかということをお聞きしたいんです。

亀井証人 それは出納の仕事やねけど、具体的にはちょっと、あんまり。

下村委員長 谷原委員。

谷原委員 じゃあ、具体的にお聞きしますけれども、一般会計がありますよね、会計の中には。それから特別会計とあります。一般会計の歳入歳出について、各課から上がってきた支出伺いとかですね、そういうものに基づいて、銀行とのやりとりの中で、例えば支出の場合ですね、銀行の方に、こういう支出をしてください。それから、収入が銀行の方に入ったとすれば、例えば、固定資産税がこれだけ入りましたということで、銀行の方から、日計の中で連絡があ

って、それを税務課なりにですね、それをまた伝えていくというふうな仕事をされてたということでしょうか。

亀井証人 はい。

谷原委員 それで間違いないですか。

亀井証人 はい。

谷原委員 だから、いわゆる通帳でお金を実際にまとまってですね、動かしたりするときには、当然お金を入れたりとか出したりするときには印鑑が要る場合もありますよね。だから、そういうふうな通帳の具体的なお金の出し入れについては、それは出納室ではやってなかったということの理解でいいわけですね。

亀井証人 はい。

谷原委員 わかりました。その上でちょっとお聞きしますけれども、一般会計だけの会計のみで、例えば、特別会計は出納室の方では。

亀井証人 一緒です。

谷原委員 特別会計も扱っておられたと。そしたら、例えば、通帳が、先ほどありましたように、信用金庫なんかの通帳もあるわけです。過去にですね、新庄町の名義の中で、それから農協とかあるんですけども、歳入歳出については、指定金融機関の南都銀行が一括してそれを受けて、出し入れやってはると思うんですけども、そこから、例えば基金とかありますよね。いろいろな財政調整基金とか、いろいろ積立金ですね。そういうものとかについて、ほかの信用金庫とか農協に預けてたということはあるんでしょうか。

亀井証人 いや、そんなんわかりません。

谷原委員 そこはわからないということですか。

亀井証人 はい。

谷原委員 わかりました。まずは、じゃあ、ここまでお聞きします。

下村委員長 通帳からね、出金とか入金とかされてた係というのは、お金を通帳から出し入れする係ですね。その係ってありました。

亀井証人 いや、そんなんはなかったです。

下村委員長 それはなかったですか。

亀井証人 はい。

下村委員長 ほかにございませんか。

谷原委員。

谷原委員 それやったら、もう一度具体的にお聞きしますけれども、今のお仕事の中で仕分けもありますよね。費目についての仕分けというか、そういうこともされてたんですかね。例えば、先ほど言いましたように、税金とかが入って、固定資産税だったら税務課の方へ行くとかですね。

亀井証人 お金の仕分けですか。

谷原委員 うん。

亀井証人 そんなん、そういう詳しいことはわかりませんわ。

谷原委員 それは仕事の中に入ってなかったということですか。

亀井証人 はい。

谷原委員 具体的にお聞きするとですね、例えば、いろんな費目のお金が入ってきますよね。税金が入ってきたり、手数料が入ってきたり、いろんな形で銀行の方にお金が入ってきますよね。それが日計という形で出納室にまいりますよね。その出納室でまいったものを各課にですね、例えば税金だったら税務課の方に、これだけ入ったということをお伝えするわけですよね。日計の中で、銀行からそういうお金が入ったときには。

亀井証人 連絡ですか。

谷原委員 連絡うか。

亀井証人 そんなんはしません。

谷原委員 じゃあ、入ってきたお金を……。

亀井証人 あんまり覚えてないんですけど。

谷原委員 そうですか。

亀井証人 とにかく、どう言うてええのかな。もうやめて19年目になりますのでね、そういう詳しいことってというのは、本当にそんなんも19年間見たことないから、その用紙も。そのときやったらもっと答えもお話もできたと思いますねけど。とにかく余り覚えられないというのか、覚え……。

谷原委員 わかりました。ありがとうございます。

下村委員長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

下村委員長 ないようでしたら、以上で証人の亀井氏に対する本日の尋問は終了いたしました。

証人におかれましては、ここでご退席いただいて結構でございます。長時間にわたり、まことにありがとうございました。

(亀井証人退室)

下村委員長 それでは、ここで暫時休憩をいたします。

休 憩 午前10時35分

再 開 午前10時50分

下村委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、三田詮氏から証言をいただきたいと思います。

それでは、入室いただきます。

(三田証人入室)

下村委員長 お忙しいところご出席いただき、ありがとうございます。

本委員会の調査のために、ご協力のほど、よろしく願いいたします。

証言を求める前に証人に申し上げます。証人の尋問につきましては、地方自治法第100条の規定があり、また、これに基づき、民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることになっております。これにより証人は、原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合には、これを拒むことができることとなっております。すなわち、証言が証人

または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者の刑事上の訴追または処罰を招くおそれのある事項に関するとき、またはこれらの者の名誉を害すべき事項に関するとき、及び医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、外国法事務弁護士を含む弁護士、弁理士、弁護人、公証人、宗教、祈祷もしくは祭祀の職にある者、もしくはこれらの職にあった者が、その職務上、知った事実であって黙秘すべきものについての尋問を受けるとき、及び技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき、以上の場合には証人は証言を拒むことができます。

また、公務員または公務員であった者が、職務上の秘密に属する事項について尋問を受けるとき、その監督官庁の承認を得る前は、証人は証言を拒むことができます。

これらに該当するときは、その旨、お申し出をお願いいたします。それ以外には証言を拒むことはできません。もし、これらの正当な理由がなく、証言を拒んだときは、6カ月以下の禁錮または10万円以下の罰金に処せられることになっております。

さらに、証人に証言を求める場合には、宣誓をさせなければならないことになっております。この宣誓につきましても、次の場合はこれを拒むことができることになっております。

すなわち、証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者に著しい利害関係がある事項につき尋問を受けるときには、宣誓を拒むことができます。それ以外には拒むことはできません。なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3カ月以上5年以下の禁錮に処せられることになっております。

以上のことをご承知おき願います。

それでは、法律の定めるところによりまして、証人の宣誓を求めます。

宣誓書の朗読をお願いいたします。

三田証人 宣誓。

良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事もつけ加えないことを誓います。

令和元年7月19日。

三田詮。

下村委員長 それでは、宣誓書に署名、捺印をお願いいたします。

(三田証人署名捺印)

下村委員長 これより証言を求めることとなりますが、証言は証言を求められた範囲を超えないようお願いいたします。

なお、証人は、発言の際も着席のまま結構でございます。

また、証人は委員に対しては反論や質問することはできないこととなっておりますので、ご了承をお願いいたします。ただし、尋問内容が不明確であり、それを明確にするための発言は認められております。

なお、委員各位におかれましては、先ほどの証人尋問の際に申し上げました注意事項を十分ご留意いただき、ご発言いただきますようお願いいたします。

ただいまより尋問に入ります。

最初に人定尋問を行います。

まず、あなたは三田詮様ですか。

三田証人 はい、そのとおりです。

下村委員長 次に、住所、職業、生年月日につきましては、事前に確認事項記入票に記載いただいた内容のとおりですか。

三田証人 はい。

下村委員長 それでは、これより証人から証言を求めたいと思います。

それでは、証人にお尋ねをいたします。

まず、あなたの経歴についてお尋ねいたします。

あなたは、平成11年4月1日から平成16年9月30日まで、新庄町の出納室長でありましたね。

三田証人 はい。

下村委員長 葛城市に移行してからも、平成19年3月31日まで葛城市の会計課長でしたね。

三田証人 はい。

下村委員長 上司に当たる収入役は、平成16年9月30日までが生野名興さん、平成16年12月20日から平成19年3月31日までが吉田新之助さんでしたね。

三田証人 はい。

下村委員長 次に、新庄町における事務処理手順についてお尋ねをいたします。

あなたが新庄町の出納室長であった当時、町の公金は、収入役の名義の預金口座で保管されていたのでしょうか。

三田証人 はい。

下村委員長 新庄町では、町の正規の歳入歳出に使う口座の通帳は、1つでしたか、複数でしたか。

三田証人 1つです。

下村委員長 監査の際に対象としない通帳も、出納室に保管されていなかったですか。

三田証人 なかったように思います。

下村委員長 なかったということですね。

三田証人 はい。

下村委員長 収入役名義の口座から引き出し、あるいは送金する場合は、どのような順序で行われるのでしょうか。

三田証人 各課から支出の命令書が出てきて、それに決裁をして、それから収入役の決裁をもらって、小切手を切って支払いするようにしておりました。

下村委員長 収入役の公印というものは、どこで保管されていましたか。

三田証人 会計課の金庫で。

下村委員長 これを金庫から出して使うには、どのような手続が必要ですか。

三田証人 上司の命により小切手を切る場合は、銀行の小切手とか使う場合に押してるわけです。

下村委員長 上司というのは、どの。

三田証人 収入役。

下村委員長 収入役の公印を使って金融機関からお金を出すということは、現金を出すということはありませんか。

三田証人 普通、通常の場合は、小切手を切って。

下村委員長 小切手を切られる。

三田証人 はい。

下村委員長 そしたら、収入役の通帳からお金を銀行から出すということはなかったわけですね。

三田証人 ないですね。

下村委員長 小切手ですね。

三田証人 はい。

下村委員長 あなた自身は、収入役の公印を金庫から出して使ったことはありますか。

三田証人 そういうことはないですよ。

下村委員長 ないですね。

三田証人 はい。

下村委員長 銀行の小切手に公印を押されるのは誰でしたか。

三田証人 私ですが。

下村委員長 それ以外にそれを、印鑑を使ったことはないですね。

三田証人 ないです。

下村委員長 ということは、あなた自身は、上司である収入役以外の人から指示を受けて、公印を出して使ったことはないですね。

三田証人 はい。

下村委員長 あなた以外の出納室の職員が、上司である収入役以外の人から指示を受けて、公印を出して使ったことはありますか。

三田証人 ないです。

下村委員長 その公印をね、金庫に入れてあると。それを金庫から出すときはどなたかの承認とか、何かは要りませんか。

三田証人 別に。

下村委員長 要りません。

三田証人 はい。

下村委員長 その金庫を鍵をあける場合は、その鍵さえあれば誰でもあけられますか。

三田証人 いや、鍵は私と収入役と2つだけや思います。

下村委員長 それなら、2人だけしかあけられないということですね。

三田証人 はい。

下村委員長 わかりました。

印鑑届のちょっと確認をしていただきたいんで、今持っていきましたから。今のその印鑑、公印に間違いはないですか。

三田証人 間違いはない。

下村委員長 それとね、左側の一番下の方に、これは平成16年やと思うんですけども、16、17と書いてます。名義変更、改印届け済みというところがありますね。これはどういうことなのかご存じないですか。

三田証人 ちょっとわかりません。

下村委員長 それでは、それはそれで結構です。

次に、平成16年3月と9月末のことについてお尋ねをいたします。

南都銀行新庄支店下3桁986の収入役名義口座の履歴をまず示してください。

あなたが出納室長をしていた平成16年3月29日に新庄町名義の口座に合計約2億1,000万円のお金が入金されているのですが、このことについて何かご存じないですか。

三田証人 ちょっとわかりません。

下村委員長 翌3月30日には振りかえされているのですが、これはどこに振りかえられたかご存じないですか。

三田証人 ちょっと覚えありません。

下村委員長 その後、平成16年5月25日から平成16年9月27日までの間に入出金があるのですが、これについて何かご存じですか。

三田証人 ちょっとわかりませんが。

下村委員長 平成16年9月28日に合計約1億5,000万円が入金されているのですが、これについて何かご存じですか。

三田証人 ちょっとわかりませんが。

下村委員長 それでは、次に、収入役職務代理のときのことについてお尋ねをいたします。

平成16年10月から、吉田新之助さんが12月20日に葛城市の収入役に就任されるまでの間、あなたが収入役の代理を務めていたのですか。

三田証人 ちょっと覚えありません。

下村委員長 あなたは、収入役職務代理者として、新庄町の収入役であった生野名興さんから会計の引き継ぎを受けられたのですか。ちょうど新庄町が葛城市にかかわるときの話ですね、これ。覚えてられない。

三田証人 うん、ちょっと。

下村委員長 もう一度言います。あなたは、収入役職務代理者として、新庄町の収入役であった生野名興さんから会計の引き継ぎを受けられたのですかということなんですけど、覚えてられない。

三田証人 ちょっと覚えありません。

下村委員長 そしたら、次に、新庄町の収入役であった生野名興さんは、新庄町の各課で非公式にお金が蓄えられていたと証言されているのですが、あなたはそのようなものを見聞きしたことはありますか。

三田証人 ありません。

下村委員長 生野名興さんは、あなたも非公式に蓄えられたお金の存在を知っている1人だと証言されているのですが、ご存じありませんか。

三田証人 覚えがありませんが。

下村委員長 生野名興さんは、庁舎内の各課で預金されていた非公式なお金を生野収入役名義の口座に集めて管理していたと証言されているのですが、そのことは知りませんか。

三田証人 ちょっとわかりません。

下村委員長 生野名興さんは、平成16年9月に非公式なお金を南都銀行新庄支店に吉川町長名義で口座をつくって、吉川町長に引き継いだと証言されているのですが、このことは知りませんか。

三田証人 知りません。

下村委員長 次に、葛城市における事務処理手順についてお尋ねいたします。

あなたが葛城市の会計課長であった当時、市の公金は収入役の名義の預金口座で保管されていたのでしょうか。

三田証人 収入役名義で保管してました。

下村委員長 収入役名義で保管されていたということですね。

三田証人 はい。

下村委員長 その口座は、1つでしたか、複数でしたか。

三田証人 1つです。

下村委員長 葛城市では、収入役名義の口座から引き出し、あるいは送金する場合は、どのような順序で行われるのでしょうか。

三田証人 書類が各課から回ってきて、支出命令で決裁皆もうた分について、まとめて収入役の決裁をもらうて、それをもとにして小切手を切って支払いしてます。

下村委員長 収入役の決裁をもらうということですね。

三田証人 はい。

下村委員長 葛城市収入役の公印というものは、どこで保管されておりましたか。

三田証人 金庫で保管してました。

下村委員長 金庫の中で保管されていたと。

三田証人 はい。

下村委員長 その金庫の鍵はどなたがお持ちでした。

三田証人 収入役と私と。

下村委員長 これを金庫から出して使うには、どのような手続が必要ですか。

三田証人 先ほど申しました。決裁をもうて、それをもとにして小切手を切って支払いしております。

下村委員長 公印の使用簿というかね、そういう使用したという書類、そういうもんはありましたか。

三田証人 なかったように思いますが。

下村委員長 あなた自身は、収入役の公印を金庫から出して使ったことはありますか。

三田証人 いや、それはありません。

下村委員長 小切手を打つとき、その公印は使いませんか。

三田証人 小切手を発行するときは公印を押して。

下村委員長 公印を押されるわけですね、小切手を発行するときは。

三田証人 はい。

下村委員長 それ以外に公印を使われるということは。

三田証人 それはないです。

下村委員長 それはないですか。小切手を切るときだけと。

三田証人 はい。

下村委員長 あなた自身は、上司である収入役以外の人から指示を受けて、公印を出して使ったことはありますか。

三田証人 いや、それはありません。

下村委員長 あなた以外の会計課の職員が、上司である収入役以外の人から指示を受けて、公印を出して使ったことはありますか。

三田証人 それはないです。

下村委員長 次に、未処理金のことについてお尋ねいたします。

現在、新庄町時代に非公式に蓄えられた1億8,000万円ほどのお金があることが判明しているということをご存じですか。

三田証人 いや、ちょっと知りません。

下村委員長 報道とか新聞とか、そういう報道機関からは知っておられる。

三田証人 はい。

下村委員長 葛城市の総務部長であった河合良則さんは、会計課の金庫の中に、黒いポーチに入れて非公式なお金が入金された口座の通帳があったという話をしているのですが、あなた自身はそのようなものを見たことはないですか。会計課の金庫の中に、そういう黒いポーチ入ったの、ご存じないですか。

三田証人 何か黒いかばんがあったように思いますけどな。

下村委員長 黒いかばんがあったように思われると。

三田証人 はい。

下村委員長 大きさってどれぐらいでした。覚えておられますか。

三田証人 そんな、どう言うたらええかな。

下村委員長 大体で結構ですけども。

三田証人 これぐらいちゃいますかな。

下村委員長 横50センチぐらいですか。

三田証人 そうですな。

下村委員長 高さはどれぐらい。

三田証人 そんな厚みはないと思います。

下村委員長 横50センチで、上が20センチぐらい。

三田証人 それぐらいですね。

下村委員長 4、50センチと20センチ。細長いですな。

三田証人 ポーチよってに。

下村委員長 それが金庫に入っていたということですね。

三田証人 うん、何かあったような気がしますけどね。

下村委員長 そのかばん、中身ということなんで、何のかばんかいうのは聞かれたことがあります。

三田証人 それは、全然、タッチいうたらおかしいけども、何も、個人的なかばんかもわかりませんので、何もそんなん。

下村委員長 何も聞いておられないと、そのかばんに関しては。

三田証人 はい。

下村委員長 そのかばんをね、出し入れというか、持ち主になると思うんですけども、その方はご存じないですか。誰のものかというのは。

三田証人 それはちょっとわかりません。

下村委員長 誰のものかはわからない。

三田証人 はい。

下村委員長 このかばん何なんですかって聞いたことはないですか。

三田証人 私は、別にそんなんタッチするところまでも何もと思いますので。

下村委員長 会計課の金庫に、ほかに何か、かばんとほかに何か入ってましたか。

三田証人 いや、そんなんないです。

下村委員長 そのかばんだけということですか。

三田証人 そうですか。ほかの、今言うてる。

下村委員長 会計課の金庫の中にそのかばんだけが。

三田証人 公金を扱う金の支払いする場合の小切手と公印とを金庫に入れて。

下村委員長 小切手と公印とを金庫に入れた金庫と、そしてそのかばん。そのかばんは誰が持ち主であるとか、そんなことは全然わからないということでしたね。

三田証人 はい。

下村委員長 収入役は、そのかばんのことについて何かご存じなかったですか。

三田証人 ちょっとそれもわかりませんがね。

下村委員長 職員さんの中で、そのかばんは何であるとか、何やろうという、そういう話はなかったですか。

三田証人 それはないです。

下村委員長 誰のものかわからないかばんが、ずっと入ってたということですか。

三田証人 はい。

下村委員長 会計課の金庫の中に、それ以外に個人的なものというのは入ってますか。

三田証人 いや、入ってない。

下村委員長 中身の確認ってされてないですか。そのかばんの中身。

三田証人 もちろん見てません、それは。

下村委員長 そのかばんについてご存じの方っておられないですか。いつからあったというのはご存じですか、そのかばん。

三田証人 いや、ちょっとそれは、もう、いつからとはわかりませんがね。

下村委員長 あなたが新庄町の会計課長になられたときから、そのかばんは金庫にありましたか。

三田証人 あったかどうかちょっと。

下村委員長 あなたが出納室長であったときに、そのかばんがあったとか、どうかこうとかいうことも覚えてられない、わからない。

三田証人 はい。

下村委員長 そしたら、そのほか、あなたが新庄町と葛城市の職員であった間に、非公式にお金が蓄えられているという話を見聞きしたことはないですか。

三田証人 ないです。

下村委員長 それでは、ただいまの尋問に対する補足尋問に移ります。

何かありませんか。

谷原委員。

谷原委員 よろしくお願ひします。1つはですね、通帳の件なんですけれども、三田さんは、旧新庄町のときの出納室長でもあられたし、それから、葛城市になってから最初の会計課長ということであられたので、ちょっと前後しますけれども、最初に、旧新庄町のときの出納室長としてですね、先ほどお伺ひしたら、出納室長と、それから収入役が公印については、入っている会計課の、当時は出納室の金庫の中に公印は入ってたということなんですけれども、例えば、通帳もそこへ入っておったんでしょうか。歳入歳出の通帳1つ、これは指定金融機関だから1つには間違いのないと思うんですけれども、その1つの通帳もそこへ入っておったということでしょうか。

三田証人 金庫の中に、さっき言いました公印と新庄町とか葛城市の名義の通帳は一緒に入れてます。

谷原委員 葛城市じゃなくて、旧新庄町のときのも金庫の中に通帳が入ってたということですね。

三田証人 はい。

谷原委員 その通帳は、監査のときなんかにも当然出して突合すると思うんですけれども、それ以外にもですね、窓口としては信用金庫を通じてお金を振り込まれる方も、市民の方には税金を払い込まれる方もおられるんだろうと思うんですけれども、そういう南都銀行以外の通帳もありましたですかね。歳入歳出の、要は、公金を扱うもの以外にですね、ほかに通帳は何かごらんになったことがありますか。

三田証人 ないように思います。

谷原委員 ないですか。

三田証人 はい。

谷原委員 はい、わかりました。

そしたら、次にお聞きしたいんですけれども、旧新庄町から葛城市になります。ということは、當麻町と合併するということですから、その期間ですね、移行期間があらうかと思うんですけれども、平成16年の9月30日で旧新庄町の収入役の生野名興さんをご退任されてるんですね、9月30日で。続いて、新しく葛城市になってですね、最初の収入役というのは吉田新之助さんが、これは12月20日についておられるんです。ということは、10月1日から12月の19日までの間、収入役が不在という状態ですわね、新しい市としては。その間に三田さんは、途切れることなく旧新庄町の職員から新市になった平成16年10月1日からは、

当然会計課長になっておられるわけですから、その間のお金の出し入れ、特に公印の扱いですね。それについては三田さんがお一人でやっておられたと、収入役がないからというふうに考えてよろしいのでしょうか。

三田証人 はい。

谷原委員 そのときに生野名興さんから、旧新庄町の通帳とか公印とか引き継がれたわけですね。

三田証人 引き継いだように思います。

谷原委員 引き継いだものをですね、次、吉田新之助さんが新たに収入役として12月20日につかれたときには、当然引き継がれたというふうに考えていいわけでしょうか。

三田証人 そんで結構です。

谷原委員 その引き継ぎに当たってですね、当然公印と通帳と小切手を引き継ぐわけだろうと思うんですけども、そのときに通帳は確かめられましたか。引き継いだ通帳、1通だけだったんですかね。

三田証人 1通やと思います。

谷原委員 1通だけだったということですか。

三田証人 はい。

谷原委員 はい、わかりました。

下村委員長 ほかにありませんか。

西川委員。

西川委員 ご苦労さんです。ちょっと不思議に思うのは、委員長がお尋ねになった中で、平成16年の3月と9月の末のことについてお尋ねしますということを委員長がおっしゃいましてね、そのときにですね、南都銀行新庄支店にですね、平成16年3月29日に新庄町名義の口座に合計約2億1,000万円のお金が入金されてると、これ、南都銀行にね。

それからですね、翌日の3月30日に振りかえをされてると。それも13番目の質問のときには、これ、16年の2億1,000万は三田さんはわからないと、こういうふうにおっしゃってる。それで、3月30日、振りかえられてるのは覚えがないと。それで、その後の平成16年5月25日から平成16年9月27日の間に入金があるのですが、これについて何かご存じですかいうと、覚えがないと、こういう。それで、平成16年9月28日、合計1億5,000万が入金されてるのですが、これについてご存じですかいうたら、覚えがないと、こういうふうにおっしゃってるんですね。これ、南都銀行にこういうふうにとずっと、この当時、これ、出納室長をされてる時期ですね、これね。

三田証人 はい。

西川委員 それで、これだけのお金が動いてて、覚えがないと。先ほどちょっと亀井証人がおっしゃったのはね、本当にそういう仕事をされてたんですよ。南都銀行からの日計という言い方をされてます。どんな出入りが、出納やから、出入りがあったかいうことを全部整理してるというふうにおっしゃってるわけですよ、突き合わせをやって。それがですね、ちょっと腑に落ちるのがですよ、出納室長、担当者だけが、これ、わかってたのに、この出入りが実務の責任者である出納室長がわからなかったと、大きなお金ですからね、この出入りが。それは

必ずあるのであれば、南都銀行から、こういうふうな出入りがありましたよという報告があるはずやからね、これ。これ、確かめ、全部、今お見せしてるやつは、それは確かめてなかったんですか、この当時。誰がこれを確認するんですか、出納室長と違うたら。

三田証人 ちょっと覚えが。

下村委員長 覚えがないという。

三田証人 はい。

西川委員 覚えがないというより、誰かがこれ確認せんなんですやろう、こんだけの金。出納室長がしてなかったら、課長か誰かがしてるはずですね、これ。覚えがないいうんやったらよろしい。

それとね、もう一つ、先ほどから、例えば、各課からですね、支出命令来ますね。この支出命令来たときに、三田さんは小切手という言い方をされてますけれども、業者支払いであるとか、そんなん出てきますやろう。その場合は、僕の思いでは、ほとんどが、これ、多いのは、振り込みが多いんじゃないかなど。それを三田さん、小切手とその振り込みとはどんな割合なんですか。特に支払いとか、現金をそのまま小切手で支払いをするのと振り込みと。

三田証人 振り込みは大体半分ぐらいあったんちゃうかと思えますけどな、振り込み。

西川委員 あとの半分は小切手やと。

三田証人 うん。ちょっと説明不足やったかわかりませんが、会計ごとに小切手を切って、一般会計とか歳計外とか、まとめて小切手を切るわけですね、会計区分ごとに。さっき言った支出命令のトータルを一般の支払いとか歳計外の支払いとに分けて小切手を切って、さっき言いました、振り込みですか、振込用紙を記入して南都銀行に、指定金融機関の方へ出していくわけです。

西川委員 わかりました。ということは、何を僕聞きたいかいうとですね、収入役の公の公印。相当の数、やっぱり作業せなあかんわけで、そのときにお持ち、金庫の中にしまっていると。ほんで、上司の命令を受けて、それで、その金庫の中から公印を出して使うんやと、こういうふうにおっしゃった。形はそうですけれども、不正をしたとか不正をしないとか、そんなこと聞いているの違いますねんで、僕は。そやから、そういう公印というのは、そんだけの作業やから、やっぱり僕は、その作業期間の間いろいろやらんなん、支払いとかそんなん出すのは大体日にち決まってくると思いますねん、その支出の。そのときはやっぱりずっと公印一々、1件1件そんな金庫へ、ほんで収入役の許可もうて、そんな面倒なことを僕してないと思うんで、そこらはやっぱりね。収入役とお二人だけでそんな作業されてたんかね。やっぱり出納室長だけとは違うと思いますんでね、ほかにそんな作業してた人。

三田証人 私が小切手を切ってというのは、定例の支払い日というのがありまして、5日の日とか15日とか、月末の電気代とかには、さっき言いました、小切手を切って公印押してるわけですねん。そんな、個々の毎日言われるようなのは発行してません。定例支払い日がありますので、そこにまとめてやってる状態です。

西川委員 室長だけがそれをするんですか。

三田証人 はい。私、小切手を切って、公印押して、してます。

西川委員 お一人でするということですか。事務員さん、もう1人下の人とかじゃなしに、お一人で

れをするということですか。

三田証人 いや、それは、確認はしてもうてます。

下村委員長 よろしいですか。

西川委員 もう一つ。

下村委員長 西川委員。

西川委員 それとね、ちょっと答えにくかったやろうと思いますねけども、この黒いポーチですね、金庫の中にあったという黒いポーチ。これは覚えがあるさかい、あったように思うと、こういうふうにおっしやった。何か不思議やなど。何やろうなど、これは。普通思うんやけど、やっぱりそう思われました。いやいや、責任者は収入役と出納室長ですやんか。鍵2つはそうですやんか。そのお二人しかあけれへんわけですやんか。そのお二人が責任やのに、自分の知らんもんが、ポーチがぼんと入ってるって、普通はおかしいと僕思うんやけども、おかしいなというふうに思いました。

三田証人 何のかばんかなと思ったこともありましたがね。それ以上は別にタッチはしてないです。

西川委員 それと、いつの時期から入ってたかっていうのは、大体覚えておられますか。こんなところにかばん入ってるわと気づかれたとき。

三田証人 いや、それ、いつごろか言われたら、ちょっとあれですねけど。

西川委員 もうよろしいわ。えらいすんません。

下村委員長 その金庫のことなんですけれども、生野さんから受け継がれましたね。室長はね。

三田証人 はい。

下村委員長 それから、次は吉田新之助さんに引き継いでいったと。

三田証人 はい。

下村委員長 生野さんなり吉田さんから、今言われてた黒いかばんですか、どんなんか知りませんけども、それについて何か説明とか、説明いうたら大げさになるんで、聞かれてなかったです。これはこういうもんですとか、何も聞かれてなかった。

三田証人 それは一切聞いてません。

下村委員長 何も。

三田証人 はい。

下村委員長 そのかばんについて、感覚ですよ。生野名興さんから引き継いだときに、聞いてはいけないうような雰囲気でした。そんなことはなかった。雰囲気の問題なんですけども。

三田証人 ないように思いますけどな。

下村委員長 そんなことはないと。

三田証人 はい。

下村委員長 そしたら、ほかにございませんか。

杉本委員。

杉本委員 よろしく願いいたします。私も、公印の管理についてちょっとお聞かせいただきたいんですけども、先ほど鍵2つっておっしやったと思うんですけども、どういう管理をされてて、鍵はどこに常にあったのか。ほかの人が持ち出せる状態なのかっていうのをちょっとお聞か

せいただきたいです。

三田証人 私の場合は、自分として、置かずにすな、自分で持ってますので、それはどこも行くことないと思いますけど。収入役は収入役でまた持っておられますので、そこまでもちょっと。

下村委員長 杉本委員。

杉本委員 ということは、その金庫をあけるのはお二方だけって認識してよろしいですか。公印を出せるのはお二方だけってことですか。

三田証人 はい。

杉本委員 わかりました。ありがとうございます。

あと、もう一つだけちょっとお聞きしたいんですけども、生野名興さんがですね、はっきりと、この非公式に蓄えられたお金の存在を知ってる1人だということで三田さんのお名前言ったはるんですけども、何か心当たり、逆にございませんか。

三田証人 ないですね。

杉本委員 ありません。ありがとうございます。

下村委員長 よろしいですか。

先ほどの黒いかばんにちょっと戻るんですけども、あなたは、その黒いかばんの中には何が入ってるやろうと、そういう気持ちはなかったですか。

三田証人 何もそこまでもとて、何も。

下村委員長 別に何とも思わなかったということですね。

三田証人 はい。

下村委員長 そしたら、ほかに。

谷原委員。

谷原委員 通帳の件なんですけども、先ほど履歴を見ていただきましたよね。

三田証人 はい。

谷原委員 何かおかしいとは思われませんでしたか。その履歴を見て、ざっとお金の出入金の履歴を見られてですね、これ、収入役名義の口座なんですけども、南都銀行の収入役名義の口座なんですけれども、その履歴を見られて何かお感じになりましたですか。

三田証人 何もあれですけどね。

谷原委員 先ほど来からですね、要は、公金を扱ってる収入役名義の通帳は1つだというふうにおっしゃってるんですけども、先ほどごらんになった通帳もですね、収入役名義の南都銀行の通帳なんです。だから、おおよそ見てもですね、要は、歳入歳出のお金の動きじゃないんですよ、あの日付を見てもですね、年に固まったときだけしかないし、だから、それを見るとですね、おそらくその通帳は、明らかに公金を扱ってる1つの通帳じゃないというふうには思われませんか。それが公金を扱ってる通帳だと思われましたか。先ほど見ていただいた通帳ですけど。

三田証人 そこまでも思っただけですね。

谷原委員 要は、私たちですね、今、未処理金の管理をですね、どうなってるかをちょっと調べてるわけですけども、この1億8,000万余りのお金が、先ほど金融履歴を見ていただいたと思

うんですけど、そこの口座にあったわけですね。ところが、それは明らかに歳入歳出を扱って、公金の扱ってる通帳じゃないと思うんですよ。ちょっとおわかりにならなかったの
で改めて質問するんですけども、三田さんは、先ほどからあった、通帳は1つだったと、公
金を扱ってる通帳は1つだったということで、その中身の、通帳そのものをごらんになった
ことはあるんですか。例えば監査のときとか、そういうときに。それはごらんになっている
わけでしょうか。

三田証人 毎月、月末に月例の出納監査ありますよね。そこで入と出の方を監査委員さんに説明をし
て、最終的にトータルが通帳と合致するかを見てもらってるわけですね。

下村委員長 谷原委員。

谷原委員 つまり、そうやってその通帳はごらんになってるわけですよ。要は、公金を扱ってるも
のは例月出納監査で突き合わせしてるわけですからね。そのときの通帳は、三田さんが、例
えば、その通帳は会計課の金庫、公印を入れてる金庫に入ってたわけですか。それは裸のま
ま入ってたんですか。それとも何らかのところに入ってた。先ほどから黒いポーチとか言われ
てますけどね。だから、そういうところへ入ってたのか、裸のまま入ってたか。どうなんで
すかね。

三田証人 通帳はそのまま、裸のままで入れてましたかね。

谷原委員 じゃあ、その金庫の中には通帳が1つと、公印とそのかばんがあったという理解で、そう
いう記憶を持っておられるということでしょうか。

三田証人 はい。

谷原委員 わかりました。

下村委員長 ほかにございませんか。

吉村委員。

吉村始委員 念のため1つだけ確認をさせていただきたいんですが、先ほど委員長から質問があった
中でですね、先に新庄町における事務処理手続について、次に、葛城市における事務処理手
続について質問があったと思うんですが、出納の手続とかルールですね、これにつきまして
は、同じ、旧新庄町も葛城市も自治体ですので、このルールには変わりがないように私聞いて
て思ったんですが、その理解で間違いないでしょうか。

三田証人 間違いないです。

吉村始委員 それは、旧當麻町も同じことやったというふうなことで。旧新庄町のそのときの事務処
理手続をそのまま踏襲したまま葛城市でもやっておられるというふうな理解で。

三田証人 はい。

吉村始委員 ありがとうございます。

下村委員長 ほかにございませんか。

増田委員。

増田委員 ご苦労さんでございます。ちょっと私、委員長に叱られるかもわかりませんが、角度
を変えてお尋ねしたいんですけども、市役所、役場の指示命令系統についてちょっと三田さ
んのご意見を聞きたいんですけども、先ほど、上司である収入役の命によって事務をされて

るということでもございましたけど、ラインですんで、その上の方が副市長であったり、助役であったり、それから、その上がトップの首長がおられて、通常は業務に当たって、収入役の指示に従って業務をされるんですけども、組織によってはトップダウンで上の方から天の声がですね、こうせよというふうな指示が出る組織もあつたりするように、私も組織におつたんでそういうことも経験をしたんですけども、市役所もしくは役場でですね、そういう収入役、更にその上の方からのですね、命によって業務をするっていうふうなことは、三田さんの経験ではあつたんでしょうか。

三田証人 公金のことでございますので、何ぼ理事者の方から指示があつても、私は一切してないと、信念を持ってましたので、それはありません。

増田委員 ありがとうございます。

下村委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

下村委員長 ないようでしたら、以上で証人の三田氏に対する本日の尋問は終了いたしました。

証人におかれましては、ここでご退席いただいて結構でございます。長時間にわたり、まことにありがとうございました。

(三田証人退室)

下村委員長 それでは、ここで暫時休憩をいたします。

休 憩 午前11時46分

再 開 午前11時50分

下村委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、坂口徳子氏から証言をいただきたいと思います。

それでは、入室いただきます。

(坂口証人入室)

下村委員長 お忙しいところご出席いただき、ありがとうございます。

本委員会の調査のために、ご協力のほど、よろしく願いいたします。

証言を求める前に証人に申し上げます。証人の尋問につきましては、地方自治法第100条の規定があり、また、これに基づき、民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることになっております。これにより証人は、原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合には、これを拒むことができることとなっております。すなわち、証言が証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあつた者、証人の後見人または証人の後見を受ける者の刑事上の訴追または処罰を招くおそれのある事項に関するとき、またはこれらの者の名誉を害すべき事項に関するとき、及び医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、外国法事務弁護士を含む弁護士、弁理士、弁護人、公証人、宗教、祈祷もしくは祭祀の職にある者、もしくはこれらの職にあつた者が、その職務上知つた事実であつて黙秘すべきものについての尋問を受けるとき、及び技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき、以上の場合には証人は証言を拒むことができます。

また、公務員または公務員であった者が、職務上の秘密に属する事項について尋問を受けるとき、その監督官庁の承認を得る前は、証人は証言を拒むことができます。

これらに該当するときは、その旨、お申し出をお願いいたします。それ以外には証言を拒むことはできません。もし、これらの正当な理由がなく、証言を拒んだときは、6カ月以下の禁錮または10万円以下の罰金に処せられることになっております。

さらに、証人に証言を求める場合には、宣誓をさせなければならないことになっております。この宣誓につきましても、次の場合はこれを拒むことができることとなっております。

すなわち、証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者に著しい利害関係がある事項につき尋問を受けるときには、宣誓を拒むことができます。それ以外には拒むことはできません。なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3カ月以上5年以下の禁錮に処せられることになっております。

以上のことをご承知おき願います。

それでは、法律の定めるところによりまして、証人の宣誓を求めます。

宣誓書の朗読をお願いいたします。

坂口証人 宣誓。

良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また、何事もつけ加えないことを誓います。

令和元年7月19日。

坂口徳子。

下村委員長 それでは、宣誓書に署名、捺印をお願いいたします。

(坂口証人署名捺印)

下村委員長 これより証言を求めることとなりますが、証言は証言を求められた範囲を超えないようお願いいたします。

なお、証人は、発言の際も着席のまま結構でございます。

また、証人は委員に対しては反論や質問することはできないこととなっておりますので、ご了承をお願いいたします。ただし、尋問内容が不明確であり、それを明確にするための発言は認められております。

なお、委員各位におかれましては、先ほどの証人尋問の際に申し上げました注意事項を十分ご留意いただき、ご発言いただきますようお願いいたします。

ただいまより尋問に入ります。

最初に人定尋問を行います。

まず、あなたは坂口徳子様ですか。

坂口証人 はい。

下村委員長 次に、住所、職業、生年月日につきましては、事前に確認事項記入票に記載いただいた内容のとおりですか。

坂口証人 はい。

下村委員長 それでは、これより証人から証言を求めたいと思います。

それでは、証人にお尋ねをいたします。

まず、あなたの経歴についてお尋ねいたします。

あなたは、平成19年4月1日から平成22年3月31日まで葛城市の会計課長でしたね。

坂口証人 はい。

下村委員長 上司に当たる収入役は、平成19年4月1日から平成20年12月19日までが吉田新之助さんでしたね。

坂口証人 はい。

下村委員長 次に、葛城市における事務処理手順についてお尋ねいたします。

あなたが葛城市の会計課長であった当時、市の公金は収入役の名義の預金口座で保管されていたのでしょうか。

坂口証人 はい。

下村委員長 葛城市では、市の正規の歳入歳出に使う口座の通帳は、1つでしたか、複数でしたか。

坂口証人 1つです。

下村委員長 監査の際に対象としない通帳も、会計課に保管されていなかったですか。

坂口証人 はい。

下村委員長 保管されていなかったということですね。

坂口証人 はい。

下村委員長 葛城市では、収入役名義の口座から引き出し、あるいは送金する場合は、どのような順序で行われるのでしょうか。

坂口証人 伝票の合計、毎月の支払いの5、10、15、20という五日のときの支払いは、一括の伝票の合計を出して、小切手を切って、収入役口座の小切手を切って、銀行に渡しておりました。

下村委員長 5、10、15、20。

坂口証人 支払い日。

下村委員長 支払い日ね。

坂口証人 はい。で、月末です。

下村委員長 と月末と。

坂口証人 はい。

下村委員長 南都銀行から葛城市のお金を出金する場合は、市役所職員が支店に行っていたのか、逆に銀行職員が支店から市役所に来てもらっていたのか、どのようにしていましたか。

坂口証人 銀行の窓口に来ていただいておりましたので、その窓口の方にお渡ししました。

下村委員長 金融機関から。

坂口証人 金融機関が会計課のここに来ていただいてましたので、私のときは。

下村委員長 その方のお名前。

坂口証人 名前はちょっと。次々かわっていかれるんで。

下村委員長 かわられますけど、全然覚えられてない。

坂口証人 はい。

下村委員長 葛城市収入役の公印というものは、どこで保管されていましたか。

坂口証人 金庫です。

下村委員長 金庫の鍵はどなたがお持ちでしたかな。

坂口証人 収入役と私です。

下村委員長 あなたはその鍵をどのようにというか、いつも持っておられたのか、どのように保管されてました。

坂口証人 鍵は、毎日金庫を閉めて、家に持って帰ってました。

下村委員長 家に持って帰っておられたと。

坂口証人 はい。

下村委員長 その鍵は家に持って帰られるということで、身につけて帰っておられた、かばんに入るとかいろいろありますけれども、どうされて持って帰っておられました。

坂口証人 かばんに入れて持って帰ってました。

下村委員長 公印を金庫から出して使うには、どのような手続が必要であったかと。

坂口証人 朝、私が金庫をあけて、各課の手提げ金庫を預かっておりますので、それを朝カウンターに出しといて、会計課は要るときに使うだけです。

下村委員長 公印をね、使われるのは、おたくの判断だけで使うのか、それとも上司とか、ほかから言われて公印を出すのか。

坂口証人 収入役おられるときは、収入役に全部持っていきます。

下村委員長 収入役ということですね。

坂口証人 そうです。収入役がなくなって、おられなくなって、会計管理者になったときに会計管理者に印鑑を押しいただきます。小切手とか……。

下村委員長 呼び方が違うだけでね、収入役から会計管理者にかわりましたけども、その方に言われてそれを出すということですね。

坂口証人 はい。

下村委員長 あなた自身は、収入役の公印を金庫から出して使ったことはありますか。

坂口証人 ありません。会計管理者のときはございます。

下村委員長 もう一度質問します。あなた自身は、収入役の公印を金庫から出して使ったことはありますか。

坂口証人 収入役の名前の公印は押したことありません。

下村委員長 会計管理者の名前ではあるという。

坂口証人 はい。会計管理者になってますので。

下村委員長 わかりました。会計管理者の名前で公印を金庫から出して、使ったことはあると。

あなた自身は、上司である収入役、会計管理者ですね、以外の人から指示を受けて、公印を出して使ったことはありますか。

坂口証人 ありません。

下村委員長 あなた以外の会計課の職員が、上司である収入役、会計管理者ということで、以外の人から指示を受けて、公印を出して使ったことはありますか。

坂口証人 ありません。

下村委員長 それでは、次に、平成20年12月のことについてお尋ねいたします。

南都銀行の解約依頼書を示してください。

あなたが会計課長をしていた平成20年12月11日に南都銀行新庄支店の収入役名義の口座が解約されて1億8,351万8,491円が引き出され、当時の吉田新之助収入役の名前で解約と小切手発行依頼がなされております。この印鑑は葛城市収入役の公印でしょうか。

坂口証人 そうです。

下村委員長 平成20年12月11日当時、収入役の公印を持ち出すことができたのは誰だったでしょうか。

坂口証人 おられるときは収入役。

下村委員長 会計管理者の公印を持ち出すことは誰ができたかという質問なんですけれども。

坂口証人 収入役がまだおられるときは収入役ですね。収入役がおられるときは、収入役が全部印鑑、小切手の印鑑も全部収入役に押ししていただいていたので。

下村委員長 収入役に押ししていただいたと。

坂口証人 はい。

下村委員長 収入役がおられないときは、どういう。

坂口証人 おられないときは会計管理者がおられますので。収入役が休みのときは、前日に金額も支払いかかわかってますので、そのときに収入役に小切手でこっただけですっていうて、印鑑を押しといてもらいます。

下村委員長 おられないということがわかってるから、その前日に。

坂口証人 そうです。金額も確定してますのでね。銀行さんには何日前の日に渡さないといけないので。

下村委員長 全てそういうようにされてたということですね。

坂口証人 そういうことです。

下村委員長 このように振り込みではなく小切手で1億8,000万円を出金するというのは、よくあることなんでしょうか。

坂口証人 いいえ。支払いのとき以外は、小切手は。

下村委員長 これ以外にはないですか。

坂口証人 はい。

下村委員長 解約依頼書には3人の南都銀行員の名前が出ていますが、この中で当時、葛城市の取引の担当者は誰であったかご存じですか。

坂口証人 覚えておりません。

下村委員長 わからないということですね。

坂口証人 はい。

下村委員長 自己宛小切手発行依頼書を示してください。

この字は誰の字かわかりますか。

坂口証人 ちょっとわかりません。

下村委員長 南都銀行新庄支店で解約されたお金は、平成20年12月11日付で奈良県農協忍海支店に開設された口座に預け入れられているのですが、あなたはこのことについて何か知っておられますか。

坂口証人 一切知りません。

下村委員長 ご存じない。

坂口証人 はい。

下村委員長 次に、未処理金のことについてお尋ねします。

現在、新庄町時代に非公式に蓄えられた1億8,000万円ほどのお金があることが判明しているということをご存じですか。

坂口証人 新聞等で知っております。

下村委員長 新庄町の収入役であった生野名興さんは、新庄町の各課で非公式にお金が蓄えられていると証言されているのですが、あなたはそのようなものを見聞きしたことはありますか。

坂口証人 ございません。

下村委員長 葛城市の総務部長であった河合良則さんは、会計課の金庫の中に、黒いポーチに入れて非公式なお金が入金された口座の通帳があったという話をしているのですが、あなた自身はそのようなものを見たことはないですか。

坂口証人 会計課に来たときに、金庫の中にそのかばんがあったので、そのときは収入役おられますので、三田課長さんに聞きましたら、これは河合さんから預かったものですっていうことだけしか聞いておりません。

下村委員長 三田さんに聞いたところ、河合さんから預かったものですという、そういう答えがあったということ。

坂口証人 はい。

下村委員長 中とかは。

坂口証人 中身とかは全く見てない、さわりもしてないです。金庫にあることだけです。見ただけです。

下村委員長 坂口さんが会計課へ来られたのは、何年の何月とか覚えてられます。

坂口証人 2回来てますので、平成になってから。

下村委員長 2回とも。

坂口証人 合併になってから2回会計課に来てますので、ちょっと年数はあんまり覚えてないんですが。

下村委員長 何年とかは。

坂口証人 最後は平成23年の会計管理者として1年間。

下村委員長 後の方は平成23年の何月かちょっと覚えてられないですね。

坂口証人 平成23年、1年間だけで、あとは退職です。

下村委員長 平成19年と23年じゃないですか。

坂口証人 平成19年から21年まで会計課です。22年は市民窓口課にかわりました。23年、1年間会計管理者として務めさせていただきました。

下村委員長 4月1日からでということですね。

坂口証人 そうです。

下村委員長 それでは、ただいまの尋問に対する補足尋問に移ります。

何かありませんか。

谷原委員。

谷原委員 よろしくお願ひします。最初に、制度が変わりましたのでね、収入役制度から会計管理者制度にかわったので、ちょっとわかりにくいところもあったんですけど、かなり正確にお話しただいて、よくわかりました。ちょっと質問したいんですけども、三田さんから会計課長を引き継がれましたよね。

坂口証人 はい。

谷原委員 そのときに、当然、公印とか鍵とか通帳とか引き継がれたと思うんですけども、先ほどお聞きしますと、例えば、各担当課の手提げ金庫も、これは会計課の金庫に入ってたというふうに印象を持ったんですけども。

坂口証人 毎日朝から出して、朝、私8時に出勤して、金庫をあけて、カウンターに各課の金庫を置いておいて。

谷原委員 そういうことですね、だから……。

坂口証人 夕方、各課がまたカウンターに持ってきますので、それを会計課の職員が、位置ちゃんと、どこそこの課っていうのを書いておりますので、そこに置くように、毎日がそれの。

谷原委員 三田さんから引き継がれたときに、当然そういうものも、当然事務手続上これはこうですよと、鍵も公印も、それから金庫もこうですよと引き継がれたと思うんですが、そのときに黒いかばんとかもございましたか。

坂口証人 それは、平成19年の来たときに、金庫をあけたときにあったので、三田課長に聞きましたら、河合さんから預かったもので、中身は自分も見えないし、そのまま金庫に入れてますって話でした。

下村委員長 谷原委員。

谷原委員 つまり、その引き継ぎのときにそのお話を。

坂口証人 いや、引き継ぎまでにその黒いかばんを私が見つけたので、三田さんに聞いたら、そういうふうにおっしゃいました。

谷原委員 わかりました。そのときは会計課員か何かであったわけですか。引き継ぎの前にわかったというのは。

坂口証人 平成19年に会計に来たときに、金庫をあけていろんなことをしてる中で、金庫の中に入ってたので三田さんに聞きました。

谷原委員 そのときは課長が三田さんですよ。

坂口証人 そうです。

谷原委員 そのときに坂口さんは。

坂口証人 私は補佐でした。

谷原委員 補佐だったと。よくわかりました。つまり、課長補佐として来られたときに、見つけたと

きに聞かれたということですね。

坂口証人　そうです。

谷原委員　はい、わかりました。通常のですね、金庫の中のあれですけども、要は歳入歳出の公金を扱ってる通帳は1つということですけども、その通帳は裸で金庫の中に入ってたものなんでしょうか。それとも何か、さっき言ったかばんの中に入ってたとか、そういうことはないんでしょうか。

坂口証人　大きな金庫、耐火金庫の中にもう一つ小さい金庫がありますので、その中に通帳、証券とか小切手とか、それから定期証書とかを一緒に入れて、そこに1つのボックスというか、プラスチックの透明の容器の中に全部入れてます。

下村委員長　谷原委員。

谷原委員　そのボックスの中にですね、いわゆる南都銀行の歳入歳出を扱う通帳以外にですね、通帳はございましたか。例えば、農協の通帳とかですね、信用金庫関係の通帳とかはございましたか。

坂口証人　通帳はございません。定期証書はございました。

下村委員長　谷原委員。

谷原委員　つまり、定期証書として長期に預けてる証書はあったけれども、いわゆる口座の通帳はなかったということですね。わかりました。

下村委員長　ほかにありませんか。

西川委員。

西川委員　ご苦労さんでございます。ちょっと1点お伺いしたいんです。委員長の方もお尋ね、前提としてはですね、公印を保管してる金庫は、坂口さんと会計管理者であった・田さんか収入役、このお二人が金庫の鍵は持ってる。

坂口証人　もともとの大きな耐火金庫の鍵は2人で持ってます。

西川委員　で持ってる。

坂口証人　はい。

西川委員　それで、その公印が入ってる金庫というのは。

坂口証人　金庫は、その耐火金庫の中に入ってる金庫に置いてるんです。

西川委員　なるほど。ということは。

坂口証人　それが会計課の金庫だけと違って、手提げ金庫だけと違って、各課の金庫と一緒に会計課の金庫の中に。

西川委員　日常の出入りありますからね。

坂口証人　そうです。はい。

西川委員　そやけど、公印そのものは、その耐火金庫の中に、収入役のあれは金庫の中にあると、前提はそういうことですね。お二人が。1つはね、平成20年の12月11日やったか、でですね、これ、1億8,351万8,491円解約をされてるんです。解約されたときにですね、ちょうど課長やっておられて、吉田さんが収入役をやっておられる時期なんですけど、この解約される小切手が、依頼書があって発行されてるんです。それで、このことについて、証人としてで

すね、吉田さんに来ていただいたときに、私、こんな印鑑ついたことない、知らんと、こういうふうにおっしゃるんですよ。私の署名でもない、依頼書も。それで、今、坂口さんにお聞きすると、別に坂口さんがそうじゃないですよ。聞きたいのは、実際小切手が発行されてですよ、解約の小切手が、これ、公印押されて実際忍海農協の方へ移されてるんですよ。この押したのがですよ、今お聞きしてると、お二人やと。収入役さんは、どちらかがですね、やってるのか、誰かがそういうふうなことを、公印を使える人がおるのか。どっちにしろ、何らかの形でないとこういう形にならんわけですわ、これ。それで、言えば、何を聞きたいかいうと、お二人は厳密に管理して、持って帰ってこうしてるというものの、やっぱりどなたかがですね、ちょっとその期間中に、言えば、上司であるのか、そんな人らでないんですよ、このお二人とも、それ知らんということになると、こういうことあり得へんのでね、僕らが一番悩んでるところなんで、こういうふうな、例えば、理事者あたりがですね、ちょっとこれ必要やねんというときには、何に使われるかわからへんけど、ああ、そうですかというふうな形でですね、収入役やおたくさんがやったいうんじゃなしに、ちょっと印鑑要るねんと、こういうふうなことで、ああ、そうですかと、上司やったら、そうですかというふうな形で、そんなしよっちゅうじゃないけれども、そういうふうなこともあるんですかね。

坂口証人 一切ございません。

西川委員 ない。

坂口証人 はい。会計課の公印とか入ってる分は、全部使うとき以外は金庫に入れてますんで。

西川委員 ほな、ここんとこ聞くと、そうすると、使えるのは吉田さんか坂口さんかいうことになるわけですわ、言うたらね。ほな、坂口さんは、こういう小切手に、そんなんあるのも知らんと。それで、あるのも知らんということは押した覚えがないわけやからね。確認しときます。あるのも知らん、押したこともないというふうにおっしゃるんですよ。

坂口証人 はい。

下村委員長 ほかにございませんか。

増田委員。

増田委員 先ほど黒いポーチね、三田さんに聞いたら、河合さんから預かったっていうふうにお聞きになられたということですけども、その中に入ってた通帳を20年の12月11日に解約されたというお話なんですけども、ということは、20年の12月11日でその黒いポーチが金庫からなくなってるのかなっていう、私、推測なんです。坂口さんがこのときに、この席におられたんで、その黒いポーチがその時点でなくなってたっていう記憶がおありかどうか。そこんとこ、ちょっとお聞きしたいと思います。

坂口証人 それ之余り記憶にないんです。なくなったっていう記憶が。

増田委員 ということは、坂口さんが次の方に、安川さんに引き継ぎされるときにはあったんですかね。引き継ぎされる品目の中にございましたか。

坂口証人 それはなかったと思います。

増田委員 ということは、引き継ぎまでの間にあった黒いポーチがなくなってたと、こういうことでいいですかね。

坂口証人 はい、そうです。

増田委員 はい、わかりました。

下村委員長 ほかにございませんか。

谷原委員。

谷原委員 続いて、ちょっとまた質問させていただきます。小切手を五十日ごとにそうやって収入役の方についてもらって、それは窓口にとりに来られるということだったんですけども、窓口の方がとりに来られるということだったんですけども……。

坂口証人 銀行さんのですか。

谷原委員 はい。その小切手を銀行員の方がとりに来られる。それとも坂口さんなり会計課の方が銀行の窓口まで持っていかれる。その銀行はですね、この庁舎内にありますよね。今も会計管理者の横に南都銀行の窓口がありますよね。そこのやりとりで常にやっておられたということでしょうか。

坂口証人 そういうことです。はい。

谷原委員 先ほど見ていただいた小切手の振り出しなんですけれども、そこはわかりますかね。指定金融機関の番号がありますでしょう、大体どこも支店番号とかが。だから、駅前にもありますよね、南都銀行。ここの金融機関が庁舎内に入ってるのもありますよね。それは、指定金融機関番号としてやっぱり庁舎内のものはあるんでしょうか、何番というのが。

坂口証人 葛城市収入役の口座は1つです。

谷原委員 1つなんですけれども、例えば、小切手を振り出すときに、指定金融機関をこの庁舎内の中に入ってるのとやりとりしてるわけですよね。

坂口証人 そうです。

谷原委員 そこから振り出すのか、それとも本店の方まで持っていくのかわかりませんが、その違いは何かあるんでしょうか。ただ単にそこへ持っていきただけで、それ以上のことはわからないと。あとは銀行の方で手続をされるということなんですか。

坂口証人 本店っていうか、出たところの新庄支店ですね。新庄支店に小切手を直接持っていくということはありません。

谷原委員 ないと。

坂口証人 はい。

谷原委員 つまり、庁舎内のとことやりとり。

坂口証人 はい。

谷原委員 わかりました。

坂口証人 来ていただいている方に5日ほど前にね、はい。

谷原委員 わかりました。

もう一つですけども、先ほどの金庫のお話なんですけれども、会計課の中に大きな耐火金庫がありますと。その中にも手提げ金庫が各課のものがあり、なおかつ会計課の金庫があると。公印はその会計課の金庫の中に入っていたということですか。

坂口証人 はい。

谷原委員 通帳は別のプラスチックのボックスみたいなのがあって、そこに入ってた。要は、鍵ということが問題になるんですけども、それは、耐火金庫の鍵と、それから公印の入ってる鍵、これを収入役と会計課長さんが持っておられたという認識なんですか。それとも耐火金庫の鍵だけを、例えば坂口さんが持っておられた、両方鍵持っておられた、どちらかちょっと教えていただけますか。

坂口証人 耐火金庫の鍵についてと思うんですけど、耐火金庫の鍵だけしか余りさわったことがないんです。

下村委員長 谷原委員。

谷原委員 つまり、公印が入っている会計課の金庫の鍵は、収入役しか持っていないということでしょうか。

坂口証人 引き継いだときに、耐火金庫の鍵と会計課の公印の鍵についてたと思うんですが、それをかけてなおすことはしたことがなかったので、ただ閉めて金庫に入れるっていうことだけだったので、耐火金庫の鍵の中に公印の鍵がついてたかどうかというのは記憶ないんです。

下村委員長 谷原委員。

谷原委員 つまり、坂口さんとしては、自分で公印を会計課の金庫から出し入れしたことは全くないので、つまり、耐火金庫の鍵と会計課の金庫の鍵が一緒についてたかどうかはわからないということですか。

坂口証人 公印は出して、収入役とこへ持って行って、小切手へ判こ押ししてもらいますけども、公印の入っている手提げ金庫っていうか、公印の箱を鍵かけてってというのはあんまり記憶にないんです。

下村委員長 谷原委員。

谷原委員 確認ですけど、要は、会計課の金庫は鍵がかかってないというふうに考えていいわけですね。

坂口証人 耐火金庫は、はい。

谷原委員 耐火金庫をあければ、会計課のところから公印は出せると。

坂口証人 そうです。

谷原委員 わかりました。ありがとうございます。

下村委員長 ほかに。

西川委員。

西川委員 もう1点だけ確認させてください。小切手を切る場合、ゴム印押して、公印押してますよね。小切手と、あれ、ゴム印やったな。

坂口証人 小切手のする機械がありますので。機械を3連、がちゃん、がちゃん、がちゃんといわすんです。

西川委員 機械。

坂口証人 はい。

西川委員 収入役の、振出人の。

坂口証人 振出人はゴム印です。

西川委員 ゴム印ですやろう、振出人は。

坂口証人 はい、そうです。

西川委員 そやから、そのゴム印そのものを押したり、公印を押したりするのは、相当の量いろいろある思うんやけども、それ、収入役しかしませんのか。普通、ゴム印……。

坂口証人 ゴム印は銀行から小切手を2冊、3冊ってもらったときに、1冊分、50枚つづりだと思ふんですけども、それを、ゴム印を3連押すのは会計、私の仕事。

西川委員 押す。

坂口証人 はい。課長の仕事です。

西川委員 それで、金額打ち込んで、それで、公印を押す作業。

坂口証人 公印は、収入役にその小切手と公印を持って、収入役、きょうの支払いはこんだけですよっていうて。

西川委員 それで、収入役とかおらへんときは会計管理者がやるということだな。坂口さん自身もやるということだな、おらへんときは。そういうことだな。

坂口証人 前日に休みというのがわかってたら、収入役さんに、こんだけの金額です。

西川委員 わかってたら。

坂口証人 はい。

西川委員 わからへんで、ちょっと急いでてっていうときは。

坂口証人 ということはない。

西川委員 もうやらんと間に合わんかったら、当然ね。

坂口証人 はい。

下村委員長 谷原委員。

谷原委員 ちょっとね、誤解を解くために確認しときたいんですけどね、坂口さんは会計管理者もやられてた。つまり、言うてみたら、昔の収入役ですよ。

坂口証人 はい、そうです。

谷原委員 そのときは自分でついてたと。

坂口証人 そうです。

谷原委員 しかし、今、私たち問題にしてる1億8,000万円の小切手振り出しのそこは、まだ坂口さんは会計課長のときのお話なんです。会計課長のときには自分として収入役の判こをついたことは一切なかったということですよ。

坂口証人 収入役おられるときは収入役に全部判こを押してもらってましたので。

谷原委員 だから、収入役がおられてるというのは、みずからが会計課長のときということですね。

坂口証人 そうです。

谷原委員 収入役がおられないというのは、留守とかそういうことではなくて、収入役という制度がなくなって会計管理者になったとき、自分もそうだったからそのときは自分が押したということですね。わかりました。

下村委員長 ほかにありませんか。

西川委員。

西川委員 そういふことですか。収入役がおられへんで、さっきのあれでは、収入役がおらへんときや休みとわかってたら押してもらうけども、休みてわかってたら前もって押してもらうけれども、おられへんときは、そなん自分処理せんとしやあないから、自分で処理したと、そういふことですよ。

坂口証人 いえ、違ひます。

西川委員 ほな、一切、ほんだら、自分は押してないと。収入役がおったときは。

坂口証人 収入役おられるときは、もう一切。

西川委員 課長であったときは押してない。

坂口証人 はい。

下村委員長 ほかに何かございせんか。

(「なし」の声あり)

下村委員長 ないようでしたら、以上で証人の坂口氏に対する本日の尋問は終了いたしました。

証人におかれましては、ここでご退席いただいて結構でございます。長時間にわたり、まことにありがとうございました。

(坂口証人退室)

下村委員長 ここで暫時休憩をいたします。

休 憩 午後0時31分

再 開 午後2時00分

下村委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、花井義明氏から証言をいただきたいと思ひます。

それでは、入室いただきます。

(花井証人入室)

下村委員長 お忙しいところご出席いただき、ありがとうございます。

本委員会の調査のために、ご協力のほど、よろしくお願ひいたします。

証言を求める前に証人に申し上げます。証人の尋問につきましては、地方自治法第100条の規定があり、また、これに基づき、民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることになっております。これにより証人は、原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合には、これを拒むことができることとなっております。すなわち、証言が証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者の刑事上の訴追または処罰を招くおそれのある事項に関するとき、またはこれらの者の名誉を害すべき事項に関するとき、及び医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、外国法事務弁護士を含む弁護士、弁理士、弁護人、公証人、宗教、祈禱もしくは祭祀の職にある者、もしくはこれらの職にあった者が、その職務上、知った事実であつて黙秘すべきものについての尋問を受けるとき、及び技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき、以上の場合には証人は証言を拒むことができます。

また、公務員または公務員であった者が、職務上の秘密に属する事項について尋問を受け

るとき、その監督官庁の承認を得る前は、証人は証言を拒むことができます。

これらに該当するときは、その旨、お申し出をお願いいたします。それ以外には証言を拒むことはできません。もし、これらの正当な理由がなく、証言を拒んだときは、6カ月以下の禁錮または10万円以下の罰金に処せられることになっております。

さらに、証人に証言を求める場合には、宣誓をさせなければならないことになっております。この宣誓につきましても、次の場合はこれを拒むことができることとなっております。

すなわち、証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者に著しい利害関係がある事項につき尋問を受けるときには、宣誓を拒むことができます。それ以外には拒むことはできません。なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3カ月以上5年以下の禁錮に処せられることになっております。

以上のことをご承知おき願います。

それでは、法律の定めるところによりまして、証人の宣誓を求めます。

宣誓書の朗読をお願いいたします。

花井証人 宣誓。

良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事もつけ加えないことを誓います。

令和元年7月19日。

花井義明。

下村委員長 それでは、宣誓書に署名、捺印をお願いいたします。

(花井証人署名捺印)

下村委員長 これより証言を求めることとなりますが、証言は証言を求められた範囲を超えないようお願いいたします。

なお、証人は、発言の際も着席のままです。

また、証人は委員に対しては反論や質問することはできないことになっておりますので、ご了承をお願いいたします。ただし、尋問内容が不明確であり、それを明確にするための発言は認められております。

なお、委員各位におかれましては、先ほどの証人尋問の際に申し上げました注意事項を十分ご留意いただき、ご発言いただきますようお願いいたします。

ただいまより尋問に入ります。

最初に人定尋問を行います。

まず、あなたは花井義明様ですか。

花井証人 はい。

下村委員長 次に、住所、職業、生年月日については、事前に確認事項記入票に記載いただいた内容のとおりですか。

花井証人 はい。

下村委員長 それでは、これより証人から証言を求めたいと思います。

それでは、証人にお尋ねをいたします。

まず、あなたの経歴についてお尋ねいたします。

あなたは、平成元年4月1日から平成6年3月31日まで、新庄町の生涯学習課の課長補佐でしたね。

花井証人 そうです。

下村委員長 次に、新庄町地域コミュニティ施設のことについてお尋ねいたします。

平成5年に、新庄町地域コミュニティ施設の南藤井コミュニティセンターが建設されたね。

花井証人 はい。

下村委員長 あなたは、この事業に対してどのようなかわりがありましたか。

花井証人 地域の大字の方に公民館の分館建設に関する実施要綱に基づいて、希望大字の役員さんにお会いしてもらいながら、希望される大字の公民館分館建設に当たっての事務上の指導をしてみいました。

下村委員長 その地域の役員さんに、指導なり、またいろいろご意見を拝聴したと、そういうことでよろしいですね。

花井証人 そうです。

下村委員長 次に、事業用地は地元が負担したのでしょうか。

花井証人 そうです。

下村委員長 建築費は幾らぐらいでしたか。

花井証人 ちょっと今となっては。

下村委員長 覚えてない。

花井証人 覚えてないのが現状です。

下村委員長 平成5年7月13日に南藤井土地改良区がコミュニティセンター南藤井分館建設寄附金として1,000万円を支出している記録があるのですが、このことは知っていらっしゃいますか。

花井証人 金額的な点については、はっきりした数字はちょっと今覚えてないんですが、そのようなご協力をしていただいたことは間違いございません。

下村委員長 金額はわからないけども、ご寄附いただいたのはわかっていると、そういうことですね。

花井証人 はい。

下村委員長 建設寄附金というのはどういったお金なのですか。

花井証人 分館建築に当たりまして、用地につきましては大字の方で準備していただいて、建築につきましては、基準の建築単価をたしか設けてたと思います。それと、その金額を超える部分については地元の方でご協力いただくと。その基準の部分につきましては、たしか3分の1だったかなとは思うんですねけども、地元の方のご協力を仰いでおりました。

下村委員長 この建設寄附金は、南藤井土地改良区から誰に支払われたものですか。

花井証人 町といたしましては、大字の役員さんが持ってきていただいたと覚えております。南藤井の土地開発公社じゃなしに、大字としてご協力いただいたものと考えております。

下村委員長 今言われてましたように、大字の役員さんが町の役場へ持ってこられたということなん

ですけれども、どの課の誰に渡された。

花井証人 どの課というのは、生涯学習課の2階の方に持ってこられました。金額についてはちょっとあれなんですけれども、高額な金額でもございましたんで、町の所管の方に直接持っていかせてもらいました。

下村委員長 町の所管というのは、どこになりますかね。

花井証人 そのときには出納室だったんか、会計課いうてたんか、ちょっと忘れちゃったけども、そちらの方に持っていかせてもらいました。

下村委員長 誰が受け取られたかご存じですか。

花井証人 課の職員通じて収入役の方におっしゃったかなと、その程度ですね。

下村委員長 課の職員から収入役の方へ行ったと思われるということですね。町の方に持ってこられた現金ですね。現金は。

花井証人 いや、現金じゃなしに、小切手かなと思います。そうしたことも踏まえて、所管の方に持っていかせてもろたと、こういうことです。

下村委員長 小切手というのは、大字の方で小切手を切られたということですね。

花井証人 そうですね。

下村委員長 その小切手を、町の方でどういう管理をされたかというのはご存じないですか。

花井証人 存じません。

下村委員長 新庄町の収入役であった生野名興さんは、コミュニティセンター南藤井分館建設寄附金をあなたが受け取って、非公式なお金を管理している口座に入金したとおっしゃっているのですが、記憶にございますか。

花井証人 いや、それは私の存ずることではないです。

下村委員長 平成5年12月27日に南藤井土地改良区がコミュニティセンター南藤井分館建設負担金として1,000万円を支出している記録があるのですが、あなたはこのことをご存じないですか。

花井証人 土地改良区という形の小切手だったんかどうかは、ちょっと覚えてないですね。

下村委員長 先ほど言われた大字……。

花井証人 あくまでも大字から。

下村委員長 大字からということですね。2回目になりますね、これ。大字か土地改良区かちょっとわかりませんが、これも小切手で持ってこられたということ。

花井証人 2回目。

下村委員長 2回目やね、これ。1回目はね、平成5年の7月13日ですか。

花井証人 はい。

下村委員長 そう書いてますね。だから、平成5年の12月27日ということは2回目になると思うんですけど。

花井証人 1回は覚えてますけども。

下村委員長 初めの分は。

花井証人 うん。

下村委員長 12月27日の分は覚えてらっしゃらないというか、記憶にないということですか。

花井証人 1,000万近いお金のときの分は覚えてますけども。先ほど正確な金額は覚えてないんですけども、高額な金額のときは覚えてますけど。

下村委員長 そしたら、平成5年7月13日は覚えてらっしゃると。平成5年の12月27日というのは、これは覚えてらっしゃらないということになりますかな。

花井証人 2回目は覚えてないですね。12月の分がその金額でなければ、覚えてないです。

下村委員長 その金額でなければ覚えてないと、ちょっと意味が、私わからない。

花井証人 ですから、委員長がおっしゃってますように、1,000万の金額だとしたら、1,000万の方はそうだったなというふうに覚えてますけども、もう一方の方の金額が幾らなのかも覚えてないです。

下村委員長 こちらで調べてるのはね、その2回ともというのは、今言いましたように、平成5年の7月と平成5年の12月、どちらも1,000万ということは、こちらの調べでわかってるんですけども。

花井証人 そうでしたら、私の覚えているのは12月の方だと思います。

下村委員長 12月は覚えてらっしゃると。

花井証人 はい。

下村委員長 7月の方は忘れてるといふか、ご存じないという。

花井証人 いや、直接受け取った覚えは、私にはないです。

下村委員長 あなたの知っている限りで、南藤井以外にほかの自治会等から新庄町に対して建設寄附金が支払われた事例はありますか。

花井証人 あります。

下村委員長 その建設寄附金はどこの自治会でしたか。

花井証人 各大字で、納め方は振り込みということもあったかと思うんですけども、そういう形が多かったんじゃないかなと。

下村委員長 端的に、どこの大字というのは。

花井証人 初めは屋敷山の公民館、それから葛木もありましたし、西辻もありましたし、各年度で2、3件ずつはあったかと思っております。

下村委員長 各年度で2、3件ですか。

花井証人 はい。

下村委員長 いつからいつぐらいまで。

花井証人 私が生涯学習課にかわってから、実施補助要綱を作成しましてやったものですから、2年目ぐらいかなと思うんですけど。

下村委員長 花井さんが生涯学習課に来られて、2年目から。

花井証人 2年目からだっただと思うんです。その辺が、何年度から何年度でいうのは、ちょっと今となっては。

下村委員長 言いますと、生涯学習課に課長補佐で来られたのが平成元年ですわな。その次の年いうことは平成2年になります。平成2年から。

花井証人 平成2年か3年。

下村委員長 平成6年の3月までおられました。

花井証人 そうです。そういうことですね。

下村委員長 その間に約何カ大字ぐらい。1年で3カ大字ぐらいで。

花井証人 2、3カ大字だったかなと思います。

下村委員長 先ほど振り込みって言われましたね。

花井証人 口座振り込みね。

下村委員長 どの。

花井証人 いや、それは覚えてない。

下村委員長 口座は覚えてられない。

花井証人 もちろん収入役の口座です。

下村委員長 今言われた収入役の口座ということは、ほかの当時の町ですか、いろんな出入りのある口座ですか。お金が、支払いとか。

花井証人 口座番号を所管の方で聞いて、そこへ納めてもらえる案内もしておりましたから。それが、その口座番号がいろんなお金を預かる口座番号なのかどうかは、所管の話ですんで。

下村委員長 わからない。

花井証人 うん。うちとしては指定された口座。

下村委員長 建設寄附金がね、この大字から町でしたか、支払われるというのは、金額も全部決められてたわけですか。

花井証人 そうです。これだけの金額をお願いします。

下村委員長 これだけの金額を寄附金として払ってくださいと。

花井証人 そうです。当時から金額的なことはおおむねわかりますので、各大字の方へ向けては、これだけのお金がご協力いただくことになりますよというようなお話はさせてもらった。

下村委員長 町の方で計算してわかるわけですね。今のお金ですね、寄附金としていただくのを、町の方で記録してるのか。また寄附金として報告ですね、ちゃんとした報告をしていたのかどうか。会計帳に載ってるのかどうか。

花井証人 もちろん、収入の決定は所管課の方でされてますんで、そちらの方にちゃんと載ってるかと思えます。

下村委員長 それでは、次に、未処理金のことについてお尋ねいたします。

現在、新庄町時代に非公式に蓄えられた1億8,000万円ほどのお金があることが判明しているということをご存じですか。

花井証人 はい。

下村委員長 新庄町の収入役であった生野名興さんは、新庄町の各課で非公式にお金が蓄えられていると証言されているのですが、あなたはそのようなものを見聞きしたことはないですか。

花井証人 ないです。

下村委員長 生野名興さんは、あなたも非公式に蓄えられたお金の存在を知っている1人だと証言されているのですが、ご存じありますか。

花井証人 もう一度お願いいたします。

下村委員長 生野名興さんは、あなたも非公式に蓄えられたお金の存在を知っている1人であると証言されているのですが、ご存じありませんか。

花井証人 私は知りません。

下村委員長 そのほか、あなたが新庄町と葛城市の職員であった間に、非公式にお金が蓄えられているという話を見聞きしたことはないですか。

花井証人 この委員会等ができる少し前ぐらいに、そういうような話が出てるとのことでの話で知っております。

下村委員長 誰から聞かれたという。

花井証人 いやいや。

下村委員長 そんなんじゃないしに、全般的に話が出てるとのことですね。

花井証人 そうです。

下村委員長 報道とか、そういうことですか。個人的には聞かれてない。

花井証人 個人的にこんな話があるということではない。

下村委員長 そしたら。

花井証人 生野さんのこの委員会での話等を通じてです。

下村委員長 生野さんから直接聞かれたとか、そんなんではないですね。

花井証人 生野さんからは聞きました。この委員会に出た後で、あれは何のときやったのかな。何かの、ゆうあいステーションでいきいきヘルスいう事業をやっておるんですねけども、そのときに柿本に迎えに行ったときに、生野さんから聞きました。委員会で君の名前を出したというのは直接聞きました。その内容については聞いておりませんが。

下村委員長 そしたら、そのほか、あなたが新庄町と葛城市の職員であった間に、非公式にお金が蓄えられているという話を見聞きしたことはないですか。

花井証人 ないです。

下村委員長 それでは、ただいまの尋問に対する補足尋問に移ります。

何かありませんか。

西川委員。

西川委員 ご苦労さんです。先ほど委員長聞いてんのは、ちょっと誤解あったらあかんのでね、さっき生野さんが、南藤井の1,000万か、これ、全部で2,000万か知らんけど、1,000万が、いわく非公式って言うてるけど、裏金として積み立ててたんやと、こういうふうなことを、南藤井のこの寄附金を、そんなことを、公民館の寄附金を、そういうことを言うもんでこの1,000万のことを聞いてんやけども、そやけど、そうじゃなしに、自分が担当してくれた公民館の分館、これは1つの町長の政策やったやつですやんか。各分館をこしらえていくというのは。ほんで、僕がちょっと覚えているのは、面積掛ける上限、坪60万か何かの補助としてここの上限を、これ以上の単価のかかるような、そんなぜいたくな建物したらあかんよと。こんだけですよと、面積これら辺ですよと。それで出てきたお金の3分の1は、建設の負担してもらわなあきませんよと。その負担金をちゃんと納めてくださいよということで、ほい

で、その建設に関しては、設計も工事も含めて新庄町が発注してたわけですよん。そういうことですよ。新庄町が発注してたんやから。それが、今聞いてたら、そういうお金が全部裏金に行ったようなことを誤解されたらあかんのでね、要は、一方的に生野さんが言わはった、南藤井の寄附金1,000万ぐらいが裏金になったと。こんなふうな証言やったさかい、おたくさんに聞いているわけで、ここんところは、ちょっとそういう意味ですので、公民館の新庄町が政策としてやったお金が全部そんな裏金なんて、そんなことはあり得へんと思うし、町が業者やあんなんに発注してるねんから。その3分の1のこの分は負担してくれやんと全部持てませんよと、こういうことで全部整備してきたということやから、そんでよろしいんですな。そんでよろしいんやな、俺の言うたことで。

花井証人 西川委員さんのおっしゃるとおりだと思います。

西川委員 そういうことですか。

下村委員長 西川委員。

西川委員 それでね、要は、そういうことをおっしゃってるんで、この1,000万については花井さんは、生野さんはそういうことを言わはるけれども、花井さんとしては、それがどういうふうな形になってるのか、今そう言うたはるさかい、裏金ういか非公式な金って言うたはるけれども、そういうふうになったのか、なつたはらへんのかは、自分はわからんということ、知りませんということと言うたはりまんのか。

花井証人 私が、金額的に1,000万だとしたら、その1,000万の部分が最終的には所管の方で収入を決定されることにもなるわけですし、私がちょうど平成6年の3月31日までいたということなんですけれども、4月からはまた異動になって、最終的にどこの収入科目になったんかいうところで、わかりませんという返事をさせていただいております。

下村委員長 西川委員。

西川委員 この経過というのは、新聞等でもうご存じですわな。この1億8,000万があるいう、テレビの報道や新聞であるわけで。そういうふうな、1億8,000万たまる、1つのお金がたまらんと、それが裏金としてというか、合併になったらそのまま引き出されて農協行ってるわけだね、そういうふうなお金が集まって、そんなことがあったといううわさみたいなもんは聞いたはりましたか、そういうふうな。

花井証人 それは、どの時点からの分で聞かれてるんかなと思うわけですねけれども、先ほど委員長の方にも説明しましたように、百条委員会等の委員会にかけるといふ、近辺で知ったような次第です。もちろん金額的なことも、1億8,000万というような部分については、そういう報道なり、そんなところでしか金額的なことは全然知りませんでした。

西川委員 わかりました。

下村委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

谷原委員。

谷原委員 ご苦労さまです。生涯学習ということで、旧新庄町においては大字ごとにですね、公民館とか分館とかを建てて、地域の活動に役立っているということで、今でも非常に皆さんよく使って

いただいている事業で、新庄町として非常に力を入れた事業だというふうにも聞いてまいっております。当初から基準をつくってですね、大字負担等の基準をつくってということなので、よくその点についてはご存じの方だと思いますが、ちょっとお伺いさせていただきたいんですけども、先ほど西川委員の方からありましたように、地元が負担するのは3分の1、いわゆる面積掛け坪何ぼぐらいで計算して、それ以上になるとそれは地元負担だけでも、基本的にそれ以内の場合でも3分の1は地元負担していただきますということでありましてけれども、基本的に町が工事発注するわけですから、残りの3分の2は町の予算で、当然これは議会に諮って、議決しておるものですよね。その際に、受ける地元からの協力金ですね。それは、いわゆる寄附なんですけれども、寄附として予算の中に計上されているのか。要は、寄附金という項目がありますけれども、しかし、この寄附金というのは用途を明示しない寄附金の費目だと思うんですけども、つまり、特定のものに使うという寄附ですね、については、事業費の特定財源として計上されていたんではないかと思うんですけども、そこら辺のことはいかがでしょうか。つまり、予算の中でこういう地元から得た負担金が、どのような形で予算書などに記載されていたのか、おわかりでしたらお聞きしたいんです。

花井証人 科目的に寄附金ということになりますと一般財源ということになるわけですので、財源内訳としては一般財源で上げてたんじゃないかなというふうに思います。

下村委員長 谷原委員。

谷原委員 はい、わかりました。また、これは、総務財政の方も関係ありますので、ちょっとね、正確なところはと思うんですけども、2つ目、この点とは少し違うんですけども、先ほどありました、生野名興さんの方から、2,000万円の地元寄附金を南藤井からいただいて、それがいわゆる未処理金の1つの原資になったというふうな証言があったんですね。2回にわたって、1,000万、1,000万ということで、先ほどから委員長から繰り返し質問がありましたけれども、土地改良区から支出があったということは、これは確かめられてるんです、帳簿上のことからですね、南藤井から2,000万、1,000万ずつ分けてと。そのうちの1つについてはですね、記憶を持たれているということなんですけれども、小切手でですね、持ってこられたというふうに、はっきりとしたご記憶があるんですけども、振り込みのことも多かったということなんですけれども、小切手で持ってこられたという例はほかにもあったんでしょうか。

花井証人 私の今の記憶については、南藤井のその件だけは所管の方に持っていったもんですんで、振り返りながらそうだったなというふうに思っておるわけですねけども、ほかの大字の部分で小切手で持ってこられたんがあったんか、なかったんかというのは、ちょっと今のところ思い出せないのであります。

下村委員長 谷原委員。

谷原委員 ということで、1,000万については小切手だから印象があるということですけど、さっき言うように、2回あったわけですので、もう1回の方については記憶はないということでございましたけども、それが、例えば振り込みで行われたかどうかということについても、ご記憶は全くないですか。

花井証人 振り込みだとしますと、町の所管の方に直接入って、それで担当課の方が、こういう納入があったよということでわかるわけなんですけれども、私の思いからしますと、記憶にないというのは、振り込みか何かあったんじゃないかなというふうに思います。

下村委員長 谷原委員。

谷原委員 これですら最後なんですけれども、今、担当課というふうにおっしゃいましたけれども、生涯学習課がこの建設については担当してるわけなんですけれども、いわゆる工事設計とか、先ほどあった予算の管理ですよ、そういうお金が入ってくるかどうかということも含めて、これも生涯学習課で行っておられたんでしょうか。

花井証人 もう一度お願いします。

谷原委員 生涯学習課が分館とか会館の設計、工事発注、それから、それに対するお金の支払い等の事務は、生涯学習課がやっておられたんでしょうか。

花井証人 支出に関しましては生涯学習課でやっておりました。

谷原委員 収入ということだと、支出も、先ほどあったように、寄附金が口座振替になってたとしても、それは一応生涯学習課の方に入ってくるか、連絡があるということですね。

花井証人 入ってくることによって調定伝票いうのを上げていきますんで、それは担当課の方でやっておりました。

谷原委員 わかりました。

下村委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

下村委員長 ないようでしたら、以上で証人の花井氏に対する本日の尋問は終了いたしました。

証人におかれましては、ここでご退席いただいて結構でございます。長時間にわたり、まことにありがとうございました。

(花井証人退室)

下村委員長 次に、福本武彦氏から証言をいただきたいと思っております。

それでは、入室いただきます。

(福本証人入室)

下村委員長 お忙しいところご出席いただき、本当にありがとうございます。

本委員会の調査のために、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

証言を求める前に証人に申し上げます。証人の尋問につきましては、地方自治法第100条の規定があり、また、これに基づき、民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることになっております。これにより証人は、原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合には、これを拒むことができることとなっております。すなわち、証言が証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者の刑事上の訴追または処罰を招くおそれのある事項に関するとき、またはこれらの者の名誉を害すべき事項に関するとき、及び医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、外国法事務弁護士を含む弁護士、弁理士、

弁護士、公証人、宗教、祈祷もしくは祭祀の職にある者、もしくはこれらの職にあった者が、その職務上、知った事実であって黙秘すべきものについての尋問を受けるとき、及び技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき、以上の場合には証人は証言を拒むことができます。

また、公務員または公務員であった者が、職務上の秘密に属する事項について尋問を受けるとき、その監督官庁の承認を得る前は、証人は証言を拒むことができます。

これらに該当するときは、その旨、お申し出をお願いいたします。それ以外には証言を拒むことはできません。もし、これらの正当な理由がなく、証言を拒んだときは、6カ月以下の禁錮または10万円以下の罰金に処せられることになっております。

さらに、証人に証言を求める場合には、宣誓をさせなければならないことになっております。この宣誓につきましても、次の場合はこれを拒むことができることになっております。

すなわち、証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者に著しい利害関係がある事項につき尋問を受けるときには、宣誓を拒むことができます。それ以外には拒むことはできません。なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3カ月以上5年以下の禁錮に処せられることになっております。

以上のことをご承知おき願います。

それでは、法律の定めるところによりまして、証人の宣誓を求めます。

宣誓書の朗読をお願いいたします。

福本証人 宣誓。

良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事もつけ加えないことを誓います。

令和元年7月19日。

福本武彦。

下村委員長 それでは、宣誓書に署名、捺印をお願いいたします。

(福本証人署名捺印)

下村委員長 これより証言を求めることとなりますが、証言は証言を求められた範囲を超えないようお願いいたします。

なお、証人は、発言の際も着席のままで結構でございます。

また、証人は委員に対しては反論や質問することはできないことになっておりますので、ご了承願います。ただし、尋問内容が不明確であり、それを明確にするための発言は認められております。

なお、委員各位におかれましては、先ほどの証人尋問の際に申し上げました注意事項を十分ご留意いただき、ご発言いただきますようお願いいたします。

ただいまより尋問に入ります。

最初に人定尋問を行います。

まず、あなたは福本武彦様ですか。

福本証人 はい。

下村委員長 次に、住所、職業、生年月日につきましては、事前に確認事項記入票に記載いただいた内容のとおりですか。

福本証人 はい。

下村委員長 それでは、これより証人から証言を求めたいと思います。

それでは、証人にお尋ねをいたします。

まず、あなたの経歴についてお尋ねいたします。

あなたは、平成4年4月1日から平成9年3月31日まで、新庄町の総務課長でしたね。

福本証人 ちょっと正確な年限は忘れてますねけども、多分そうだったと思います。

下村委員長 次に、南藤井コミュニティセンターのことについてお尋ねします。

平成5年に、新庄町地域コミュニティ施設の南藤井コミュニティセンターが建設されたこととはご存じですか。

福本証人 はい。

下村委員長 事業用地は地元が負担したのでしょうか。

福本証人 それはわかりません。

下村委員長 建築費は幾らでしたか。

福本証人 わかりません。

下村委員長 平成5年7月13日に南藤井土地改良区がコミュニティセンター南藤井分館建設寄附金として1,000万円を支出している記録があるのですが、あなたはこのことを知っていますか。

福本証人 いや、わかりません。

下村委員長 平成5年12月27日に南藤井土地改良区がコミュニティセンター南藤井分館建設負担金として1,000万円を支出している記録があるのですが、あなたはこのことを知っておられますか。

福本証人 金額は記憶をしてませんが、寄附があったことは知ってます。

下村委員長 金額はわかりませんが、寄附があったことはご存じですということですね。

次に、このお金は南藤井土地改良区から誰に支払われたものですか。

福本証人 いや、わかりません。多分、出納室の方に納められたものやと思います。

下村委員長 出納。

福本証人 今、課名がどうなってるのかわかりませんが、会計課といますのか。

下村委員長 今の課に支払われたということですね。わかりました。

今言いました協力金の支払いがあったことは、福本さんは、誰かから聞かれたとか、なぜご存じやったかちょっと教えてほしいです。

福本証人 いつ入ったかということはありませんけども、予算に出てきますんで、一応収入になるということ聞いてます。

下村委員長 予算に出てきたから知っている。

あなたの知っている限りで、南藤井以外にほかの自治会等から建設寄附金が支払われた事例はありますか。

福本証人 あると思います。

下村委員長 その建設寄附金はどこに入ったのかご存じです。

福本証人 多分、担当課を通じて、いわゆる出納室の方に収納になってると思います。

下村委員長 南藤井以外の他の自治会とありますが、どこの自治会かご存じないです。

福本証人 はい。ほとんどの、いつ建設されたかというのはちょっと記憶ないんですけども、当時公民館のない地区について建築をしたいという申し出がある分について、町も協力していこうということで建設されたもんです。ですので、件数が何件あったということはちょっと……。

下村委員長 どこの大字かというのは覚えてらっしゃらないと。

福本証人 はい。

下村委員長 そしたら、次に、未処理金のことについてお尋ねをいたします。

現在、新庄町時代に非公式に蓄えられた1億8,000万円ほどのお金があることが判明しています。このことはご存じですか。

福本証人 新聞で知りました。

下村委員長 あなたが総務課長であった当時、新庄町の収入役であった生野名興さんは、新庄町の各課で非公式にお金が蓄えられていたと証言されているのですが、あなたはそのようなものを見聞きしたことはないですか。

福本証人 総務課に異動したときに、保管された分がありました。

下村委員長 総務課にかわられたときに、その話を。

福本証人 話やなしに、そういう事実があるということを担当職員から聞きました。

下村委員長 そのときの担当職員のお名前。

福本証人 課長補佐から報告を受けました。

下村委員長 課長補佐。お名前わかりません。

福本証人 ちょっと、間違うたらまた大変ですんで。

下村委員長 課長補佐ですね。

福本証人 はい。

下村委員長 課長補佐と言われましたけども、福本さんが課長になられたときの課長補佐。

福本証人 はい。以前から補佐でおられたわけです。

下村委員長 福本さんが課長になられる以前から課長補佐をやられてて、福本さんが課長になられたときも課長補佐でおられた方ということですね。

裏金と言ってますけども、その裏金があるということその課長補佐から聞かれました。

福本証人 裏金という話で話は聞いたんでなしに、保管しているお金があるということで報告を受けました。

下村委員長 それが現金か預金……。

福本証人 現金やったと思います。

下村委員長 現金ですか。

福本証人 はい。

下村委員長 幾らぐらいかご存じですか。

福本証人 封筒に入って課の金庫におさめられてましたし、平素はそれは、毎日その金庫は収入役の

方に保管をお願いしたということですので、金額については、ちょっと封筒に入ってしまったんで確認はしてません。一応補佐にも話をし、当時の上の方にも相談をいたしまして、この分については収入役に預かっていただくということで、収入役に引き継ぎました。

下村委員長 金額は、封筒入ってたんでわからないと。

福本証人 金額は確認はしてもらいましてんけども、出納室で収入役に確認してもらいましたけども、そうせんと幾ら引き継いだかということがわかりませんので、そこで開封して、確認をしてもらって、収入役預かりをお願いしたと。

下村委員長 それは、福本さんが課長になられてすぐのころの。

福本証人 多分すぐやったと思いますねん。

下村委員長 すぐですか。

福本証人 すぐというより、それは一月ぐらいたったかともわかりませんねけども、日の方はちょっと、正確な日はちょっとわかりませんが、かわって時間はえろうたってなかったと思います。半年も1年もたってるということやなしに。

下村委員長 半年もめったにたってないですね。

福本証人 はい。もっと近い範囲で報告受けたと思います。

下村委員長 金額は先ほど言われましたね。収入役が確認されたということなんですけれども、全く……。

福本証人 横にいて確認してますね。数字は補佐からも聞いてます。

下村委員長 幾ら。

福本証人 それが、今、もう何年なりますか。もう24、5年ぐらいなるんやと思いますねけども。

下村委員長 先ほど封筒に入ってたということなんですけれども、5万、10万とか、そんなんじやなしに、もっと。

福本証人 100万単位やったと思います。

下村委員長 100万単位、500万とかそんなんですね。

福本証人 そんなようけないです。

下村委員長 そんなないです。

福本証人 はい。

下村委員長 300万ぐらい。封筒に入るだけという。

福本証人 私が思うのは、200万くらいあったんじゃないかなと。ちょっとこれは正確じゃないですけども、200万ぐらいじゃないですかと。

下村委員長 そのお金は、どういうふうにためられたものかご存じですか。

福本証人 ためられたというよりも、その前の年度に工事負担金だったと思いますけども、それを納めるべき準備をしてたようです。それが最終的に支払いがしなくてよいということが決まって、その決まった時期が、いわゆる出納閉鎖時期を越してたと。

下村委員長 工事負担金ということでのお金でしたけども、それは支払う必要がなくなった……。

福本証人 年度末でしたんで、その準備だけをしてたようですと。最終的に結果が出たんが、もう負担は要らないということになってしまった時点では、もう出納閉鎖が終わってた。その間、

そやから、そんな長期間置いてたもんじゃないと思います。

下村委員長 生野名興さんは、あなたも非公式に蓄えられたお金の存在を知っている1人だと証言されているのですが、ご存じありませんか。

福本証人 非公式というのは、1億8,000万ということですか。

下村委員長 そうです。

福本証人 いや、それは知りません。

下村委員長 ご存じない。

福本証人 はい。

下村委員長 あなたの何代か後の後任者に当たる河合良則総務部長は、平成12年ごろに、生野名興収入役から、非公式に蓄えられたお金の額を確認してほしいと頼まれて、当時の総務課長と一緒に確認したと証言されておられます。あなたも、総務課長の在任中に、収入役から非公式に蓄えられたお金の存在を知らされていませんか。

福本証人 いません。

下村委員長 そのほか、あなたが新庄町の職員であった間に、非公式にお金が蓄えられているという話を見聞きしたことはないですか。

福本証人 ちょっとわかりません。

下村委員長 それでは、ただいまの尋問に対する補足尋問に移ります。

何かありませんか。

谷原委員。

谷原委員 ご苦労さまです。旧新庄町の総務課長ということですがけれども、総務課長の仕事としては、予算書とか決算書を作成するというお仕事もなさってたと思いますので、その点で少しお伺いします。1つは、先ほどお話があった、総務課の課長になったときに、課長の補佐の方から、ちょっと処理できてないお金があるということで、約200万前後の現金があるということを知られたと。これは、先ほどお話がありましたけど、出納閉鎖の後にですね、こういう形で生まれたということなんですが、そこで、ちょっと私も詳しくないのでお聞きするんですが、当時の新庄町は、指定金融機関制度だったんでしょうか。つまり、現金をですね、各課が工事代金なんかでさわると、現金が手元にあるというふうなことがあったということなので、なぜ現金が各課の中にあるということが起き得るのか、ちょっとわからないんです。昔はですね、そんなことが原課でもですね、現金をいらってることがあったのかもわからないんですが、今の、例えば葛城市なんかは全くそういうことは、市民窓口課の手数料ぐらいは発生するかもわからないですけれども、いわゆる予算の中で工事代金等はですね、振り込みとか指定金融機関を通じてやられて、多分現金とかは扱ってないと思うんですけども。

福本証人 基本はそうなってると思います。

谷原委員 当時の福本さんが課長をされてたときもそうだったと。

福本証人 はい。

谷原委員 でも、そういう形で現金がぽっとですね、封筒の中に入れて置かれてあって、先ほどあつ

たように、工事負担金ですね。

福本証人 工事負担金だというより、その時点ではちょっと理解してませんけども、本当にそうだったんか、ちょっと正確には、もう年限たってますんで、忘れて、間違ってるかもわかりませんけども、そういうふうに聞いたように思います。

谷原委員 しかし、そういうふうな現金が実際に出納閉鎖時期後に発生するということは、当時であったんでしょうか。特に建設課とかですね、いろんな事業担当やってる課で。

福本証人 年度内の執行されたもんやと思いますねわ。その支払いは、本来なら小切手等で支払われるわけですけども、そのときの負担の段階でどういような話し合いになって、現金でお願いするという話になってたんだろうと思いますねわ。それがまた、結果、出納閉鎖時点ではその負担が要らないという結果になって、その分が保管されてたというように、今思ってますねけども。

下村委員長 谷原委員。

谷原委員 出納閉鎖時期を越えてですね、要は、いろいろ前年度のお金が動くということはあると思うんですけども、その場合は、普通はですね、次年度の何らかの予算書の中に入れるわけですか。

福本証人 本来はそうです。

谷原委員 本来はそういう形で、収入役のところにそういうお金を持っていけば、次年度……。

福本証人 いえ、そうでない。出納閉鎖がもう済んでたわけですよ。私も課かわってますんで、もう出納閉鎖も済んでるわけですよ。簡単に言うたら、私が行った時点では、前年度以前の分だということですよ。そやから、その分が小切手やなしに現金で保管されたと。それを私自身持つ必要もないんで、上の方とも相談をし、収入役とも協議しまして、収入役にお渡しし、お預かりをいただいたということです。

谷原委員 それは、もともと本来だったら出納閉鎖時期以前にですね、あれば、ちゃんと決算として載るわけですよ。

福本証人 はい、そうです。

谷原委員 ところが、それを越えていった場合のお金についてはですね、決算に載らないということになってしまうので、何らかの形の処理が必要だと思うんですけどね、予算決算上の。そのやり方というのは、どういうやり方でやっておられたんでしょうかね。もう曖昧なお金ということですよ。宙に浮いたということでは、そのお金がですね、非常に不透明なお金として発生することになりますので、予算執行上、あるいは決算を承認する上でも不都合ですよ、大変ね。それについての扱い……。

福本証人 本来は、やはり委員おっしゃるように、前年度の予算もしくは当該年度以降の予算にやり戻すべきだというように思いますねけども、そのときは収入役にお預けするということになりまして、お預けをしたと。方法としては間違ってたと思いますねけども。

谷原委員 わかりました。

下村委員長 西川委員。

西川委員 ご苦労さんでございます。ちょっと質問っていうか、教えてほしい部分もありましてね、

何でこういうことになってるかというと、平成20年の12月まではね、どういう形かわかりませんけれども、新庄町また葛城市のお金だったんです、もともと。どういう形であろう、表の金であろうが裏の金であろうが、平成20年の12月までは葛城市のお金やったんです。新庄町のお金。それが、ある時点ですすね、ぼんと小切手切ってますね、それで忍海農協へぼんと移ってしまったわけです、そのお金が。それが公の金であるかどうかというところがちょっと問題ですすねん。ぼんと移ってしもうたら、もうこんで公の金じゃなくなってしまうわけですわ。裏であろうが表であろうが、平成20年までは新庄町であり、葛城市のお金やったわけです、もともと。それをちょっといろんなところから、これは公の金、公金やということ、やっぱり証言を得ていかないかんでね、ちょっと教えてほしいというのは、生野名興さんがおっしゃったんが、平成8年ぐらいにね、7、8課で保管してたお金を生野名興収入役名義で全部一括集めて、南都銀行か大信か農協か、一括集めて、それで生野名興名義にしたんやと。それで、今、福本さんがおっしゃってるのが、わし合点いくのは、そのときおっしゃったんは、各課がですすね、要り用があったときに、各課でいろんな要り用があった、ノート買うとか、ちょっとそなん一々、あれを買うとかいうときに、各課がちょっとした支出してたんやと。それをささんがために7、8課のお金を全部1つにしたんやというふうに、平成8年のときに方々にあったお金を全部集めて、収入役名義にしたんやというふうに証言されてるわけで、そのときの、言えば、非公式の金かどうかはわかりませんが、ある程度自由に使えるお金が各課にあったと。それが一応収入役名義になって、平成8年から16年までずっと保管してたんやと、こうおっしゃってるんです。それが、平成16年合併になって、そのまま何か黒いポーチのどこへ行ったんかどうか知りませんが、平成16年に合併した。そういうふうを集めたお金がそういうふうになったというふうにおっしゃってるんでね、そここのところ辺がつじつま、今証言していただいた、そこらがつじつま合うてくると、これは公の金やったんやということになるわけですわ。今現在はね、公の金やら何やわからんという状態ですすねや。形上、もう忍海農協へぼんと行ってしもうた時点で。それをちょっと今、そないしてあったお金を、あったんやと。そういうふうなお金を収入役さんが集めはってんやというふうにおっしゃっていただいたんで、1つの裏づけかなと、こういうふうにするんですけど、僕、今しゃべったこと、大体そんなもんなん、そういうふうを集められたんですか。

福本証人 それがね、僕も、あるよりもない方がいいというように当時思うてましたんで、先ほど話させていただいたように、総務課時代になかったんかというご質問の中で、総務課時点でありましたということでお返事させていただいたわけですすねけども。その当時のことは知ってますけど、8課であったか9課であったかというような、そういうことはちょっとはつきり記憶にないんですわ。それと、私自身も平成16年で退職してますんで、先ほど言われてる、あとの1億8,000万云々ということについては新聞のことで知ったというような状況ですすねわ。

下村委員長 西川委員。

西川委員 要は、その時点で、今どういうお金か、総務課に出納閉鎖後のそういうお金とかがあって、

それで、生野収入役さんがそれを一旦収入役名義で全部預かるよと、こういうふうになった
いうことは、そうなったというのはご存じなんですか。

福本証人 時期がちやうと思いますねわ。私が総務課長に異動で行ったときの近い時期であったと思
いますけど、そやから、西川先生がおっしゃってる平成8年云々っていうこと、あったんや
ろうと思いますねけども、はっきりと今のとこ、私どうであったということは確認できませ
んねけど。

下村委員長 先ほどね、建設協力金200万円を。

福本証人 建設協力金、知りません。200万。

下村委員長 総務課長になったすぐに収入役に……。

福本証人 負担金ですか。

下村委員長 負担金。

福本証人 負担金やったらわかります。

下村委員長 そのときの収入役は誰でしたかね。

福本証人 生野収入役さんです。

下村委員長 生野収入役ですね。わかりました。

ほかにございませんか。

増田委員。

増田委員 お願いいたします。先ほど、総務課にあったお金を収入役名義に移したと。収入役名義の
お金っていうのは、私、何回もこれ出てくるんで、なるほどなと思ったんは、市の所有物で
あるというふうに思うんですけども、そういう意味で課の所有物じゃなしに、収入役に移
して、市の有効に使うお金として管理をしていただくっていう意味で収入役名義に変えられ
たっていうふうに認識したんですけども、そういうことでよろしいですか。

福本証人 私が先ほど答えさせていただいた分は、いわゆる凍結みたいな格好ですねわ、その時点で
は。最終的にそれが、本来から言ったら、当然、前年度に戻せるものであれば前年度に戻し、
だめならば、その当該年度に戻すのが順当な形なんですけども、その時点ではそれが結果的
にはできなかったということで、課に置いておくというのもやはり問題が余計大きくなるとい
うことで、私は、それであれば理事者側にも話をさせていただいて、収入役の方に管理をお
願いするというので、収入役の方にお預けしたというのが実態ですね。

下村委員長 増田委員。

増田委員 ということは、収入役の裁量で使えるお金っていう収入役名義じゃなしに、市の出納を預
かる収入役に活用していただくって意味で、そういうことでいいですかね。

福本証人 活用っていう……。

増田委員 運用していただくっていう。

福本証人 結果的にはそうやと思いますわ。

増田委員 はい、わかりました。

下村委員長 ほかにございませんか。

谷原委員。

谷原委員 南藤井のコミュニティセンターの建設の件についてお伺いしたいんですけども、地元負担金が3分の1。

福本証人 ちょっと。

谷原委員 先ほどの証言された方が、担当の生涯学習課の方だったので、地元負担金が基準内であれば3分の1地元負担してもらいますよと。そのときの予算の計上のあり方なんですけれども、つまり、3分の2は市が建設費用をこの公民館分館に出すので、用地は地元寄附みたいなんですけれども、だから予算書に計上してないとあかんわけですね、その年度につくるコミュニティセンターについては、3分の2はそうやって計上しますと。3分の1地元から地元負担金いただきますと。その地元負担金はどのような形で予算書に掲載されるようになってたんでしょうか。例えば、いわゆる寄附金という項目がありますので、その寄附金の項目に入れてたのか。あるいは、その建設費用の中に、よくありますよね、国からの補助金とか市の単独費とか、あるいはその他の財源というふうな形で入れてたのか。そういう仕分けは予算書をつくるときにどうだったかというご記憶はないですか。

福本証人 多分寄附金で受けてるんじゃないかなと思いますねけども、そういったことについても所管課が確定してきますんで。

谷原委員 はい、わかりました。ありがとうございます。

下村委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

下村委員長 ないようでしたら、以上で証人の福本氏に対する本日の尋問は終了いたしました。

証人におかれましては、ここでご退席いただいて結構でございます。長時間にわたり、まことにありがとうございました。

(福本証人退室)

下村委員長 ここで暫時休憩をいたします。

休 憩 午後3時20分

再 開 午後3時30分

下村委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

最後に、清村好伸氏から証言をいただきたいと思っております。

それでは、入室いただきます。

(清村証人入室)

下村委員長 お忙しいところご出席いただき、ありがとうございます。

本委員会の調査のために、ご協力のほど、よろしくお願ひいたします。

証言を求める前に証人に申し上げます。証人の尋問につきましては、地方自治法第100条の規定があり、また、これに基づき、民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることになっております。これにより証人は、原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合には、これを拒むことができることとなっております。すなわち、証言が証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者の刑事上の訴追または処罰を招くおそ

れのある事項に関するとき、またはこれらの者の名誉を害すべき事項に関するとき、及び医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、外国法事務弁護士を含む弁護士、弁理士、弁護人、公証人、宗教、祈祷もしくは祭祀の職にある者、もしくはこれらの職にあった者が、その職務上、知った事実であって黙秘すべきものについての尋問を受けるとき、及び技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき、以上の場合には証人は証言を拒むことができます。

また、公務員または公務員であった者が、職務上の秘密に属する事項について尋問を受けるとき、その監督官庁の承認を得る前は、証人は証言を拒むことができます。

これらに該当するときは、その旨、お申し出を願います。それ以外には証言を拒むことはできません。もし、これらの正当な理由がなく、証言を拒んだときは、6カ月以下の禁錮または10万円以下の罰金に処せられることになっております。

さらに、証人に証言を求める場合には、宣誓をさせなければならないことになっております。この宣誓につきましても、次の場合はこれを拒むことができることになっております。

すなわち、証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者に著しい利害関係がある事項につき尋問を受けるときには、宣誓を拒むことができます。それ以外には拒むことはできません。なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3カ月以上5年以下の禁錮に処せられることになっております。

以上のことをご承知お願います。

それでは、法律の定めるところによりまして、証人の宣誓を求めます。

宣誓書の朗読をお願いいたします。

清村証人 宣誓。

良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事もつけ加えないことを誓います。

令和元年7月19日。

清村好伸。

下村委員長 それでは、宣誓書に署名、捺印をお願いいたします。

(清村証人署名捺印)

下村委員長 これより証言を求めることとなりますが、証言は証言を求められた範囲を超えないようお願いいたします。

なお、証人は、発言の際も着席のまま結構でございます。

また、証人は委員に対しては反論や質問することはできないこととなっておりますので、ご了承をお願いいたします。ただし、尋問内容が不明確であり、それを明確にするための発言は認められております。

なお、委員各位におかれましては、先ほどの証人尋問の際に申し上げました注意事項を十分にご留意いただき、ご発言いただきますようお願いいたします。

ただいまより尋問に入ります。

最初に人定尋問を行います。

まず、あなたは清村好伸様ですか。

清村証人 はい。

下村委員長 次に、住所、職業、生年月日につきましては、事前に確認事項記入票に記載いただいた内容のとおりですか。

清村証人 間違いないです。

下村委員長 それでは、これより証人から証言を求めたいと思います。

それでは、証人にお尋ねをいたします。

まず、あなたの経歴についてお尋ねいたします。

あなたは、平成13年4月1日から平成16年9月30日まで、新庄町の総務課長でしたね。

清村証人 はい。

下村委員長 次に、未処理金のことについてお尋ねいたします。

現在、新庄町時代に非公式に蓄えられた1億8,000万円ほどのお金があることが判明しているということをご存じですか。

清村証人 知っています。

下村委員長 あなたが総務課長であった当時、新庄町の収入役であった生野名興さんは、新庄町の各課で非公式にお金が蓄えられていたと証言されているのですが、あなたはそのようなものを見聞きしたことはないですか。

清村証人 収入役から話は聞きました。確認はしてないです。

下村委員長 収入役からお話を聞かれたということですね。いつごろかわかります。

清村証人 いつか、ちょっと記憶にないです。

下村委員長 記憶にない。

清村証人 はい。総務課長時代は間違いないです。

下村委員長 総務課長時代に聞かれたと。

清村証人 はい。

下村委員長 その話の内容というのは、少し覚えてらっしゃる。

清村証人 よく覚えてないです。

下村委員長 覚えてられない。

清村証人 はい。

下村委員長 そのときの生野収入役から、町の方に登録してない裏金といいますかね、登録してないお金の件でお話があったということはないですか。

清村証人 どういうことですか。あるということを知った記憶があります。

下村委員長 そういうお金が。

清村証人 あるということ。

下村委員長 結局裏金があるということを知られたと。

清村証人 うん。裏金というんか、未処理金というんか、とにかく別にこれだけあるというふうなことを聞きました。額はね、ちょっとその後いろいろな新聞紙上とかではっきりしたんですけども、その当時の額は、私、はっきり記憶はないです。

下村委員長 その話を生野さんから聞かれて、その話をほかの誰かにされましたか。

清村証人 いや、してないです。

下村委員長 全然されてない。

清村証人 はい。

下村委員長 それは、生野さんが、ほかの人に言ってはいけないよとか、そういうことを言われました。

清村証人 いや、特にそういうことは言われてないと思います。はっきり記憶がないです。だけど、口どめされたという事実はないと思います。

下村委員長 生野名興さんは、清村さんになぜそんな話をされたかということ。

清村証人 財政担当課長ということやったと私は解釈してます。

下村委員長 今の言ってるお金は、どういうふうに蓄積、ためられたかということは、説明というか、生野さんに聞かれましたか。

清村証人 いや、聞いてないです。

下村委員長 全くそのときはご存じなかった。

清村証人 はい、全く。今も知ってないです。

下村委員長 生野さんも言われなかったということですね、そのときはね。

清村証人 聞いてないです。

下村委員長 そのお金は何のために使うお金であるかということは、生野さん言われてました。

清村証人 ただ、それだけ、金額は私さっき言うたとおりで、はっきり記憶はないですねけども、そのときはきちっとそういう数字を言われたと思いますねけど、私が記憶ないだけで、ただ、あるということだけを聞いただけで、経緯とか経過的なことは全く聞いてはないです。

下村委員長 あるということだけ。

清村証人 はい。

下村委員長 清村さん、その通帳の確認というか、内容の確認はされたことはないですか。

清村証人 全く、はい。

下村委員長 ちょっとね、先ほどから聞いたんです。会計課の金庫の中に、何か黒いかばんが入っているというようなことあったんですけど、それはご存じですか。

清村証人 知らないですわ。

下村委員長 かばんが入ってるということもご存じない。

清村証人 はい。我々が金庫へ入るということがまずないですんで。

下村委員長 わかりました。

先ほど福本氏の話の中に、総務課にそういう非公式なお金があったということを証言というか、説明されてるんですけども、清村さんの場合は、そういうことはなかったというか、ご存じないですか。

清村証人 どういうことですか。

下村委員長 総務課に非公式なお金があるということは、清村さんは全然ご存じない。

清村証人 知らないです。総務課にはないです。ないというか、なかったです。

下村委員長 そうですか。わかりました。

それでは、ただいまの尋問に対する補足尋問に移ります。

何かございませんか。

谷原委員。

谷原委員 ご苦労さまです。総務課長ということで、予算決算について作成されたりですね、されてこられたと思うんですけども、出納閉鎖を行った後、いろんな事情でまたお金がですね、戻ってくるというか、執行したお金がですね、戻ってきたり、あるいは、逆に、戻ってくるというよりは入ってきたりということもあろうかと思うんですけども、そういうお金の処理は当時はどういうふうにされてたんでしょうか。

清村証人 いや、そんなのはなかったように思います。

谷原委員 そういうことは清村さんのときにはなかったと。

清村証人 なかったです。

谷原委員 はい、わかりました。

下村委員長 ほかに何かございませんか。

西川委員。

西川委員 ご苦労さんでございます。先ほど生野名興さんから、非公式なお金がこういうふうにあるというふうなことを聞かされた、こういうことを聞かされたということは、聞かされたんですね。

清村証人 はい。

西川委員 そういうことですね。

清村証人 はい。

西川委員 金額は1億8,000万なのか何かわからんけれども。

清村証人 ちょっと私、そこは確かに金額は聞いたんは聞いたと思いますねけども、1億8,000万かどうかというのは記憶がなかったです。新聞等で、ああ、そんだけやなということがわかりました。

西川委員 この非公式なお金っていうのは、当時聞いたときに、清村さんは課長やったんか部長やったんか。

清村証人 課長です。

西川委員 聞いたときは、非公式なお金って、どういうふうな感じを受けられたんですかね。

清村証人 我々は結局一課長ですし、中身は知るよしもないし、上の人に向かって聞くということは考えられなかったです。

下村委員長 西川委員。

西川委員 もちろん聞くというんじゃなしに、非公式なお金っていう性質をですね、普通はそんな存在せえへんのが普通ですわな。そやけど、それを相談されたというときに、上に聞く、聞かへんじゃなしに、清村さん、課長としてはどう感じられたんかなということを聞きたいんですけどね。

清村証人 当然、聞いたときは何のお金かなという頭はあったと思いますねけども、聞いただけのこ

とであるということです。

下村委員長 西川委員。

西川委員 それでね、当時の清村さんの部下というのは、河合良則さんですね。

清村証人 はい。

西川委員 この方がいろいろ証言されてるんですよ。それは、この百条委員会が始まって、いろいろと証言もしていただいているんで、清村さんはご存じかどうかわかりませんが、どういふ発言されてるかどうかご存じかどうか知りませんが、部下であった人が割とこのことについて発言をされてるんです。その内容をお二人で、直属の部下ですから、そういうような話をされたという記憶はありますか。

清村証人 いや、特に話は、私は、補佐とはそれについては話した記憶はないです。

下村委員長 西川委員。

西川委員 割と重要な位置で発言されてますんでね、河合さんは。それで、先ほども、清村さんの前の課長になるのかな、福本さんは。

清村証人 助役です。当時の岡本助役。

西川委員 福本さん。

清村証人 その前が福本課長やったと思います。

西川委員 課長ですやろう。

清村証人 その前の前がね。

西川委員 おっしゃってんのはね、聞きたいのは、今、非公式なお金がどうのこうのっていうけれども、それはあくまでも清村課長の認識としては、相談を受けたときは、もうほぼ、これ、平成16年の9月ですから、これは新庄町時代になるのかな、これね。

清村証人 そうですね。

西川委員 だから、新庄町時代のそのお金は、要は、非公式であろう何であろう、新庄町のお金やという認識で聞いておられたんですかね。

清村証人 いや、そこまで私、深くは考えてなかったです。

西川委員 先ほど福本さんにも聞いたんですけども、要は、今ですね、そういうふうな非公式なお金っていうのが、今現在は、平成20年に南都銀行から出されてしもうて、それで、誰のお金か、今は新村区長の名義やとかどうなってますけども、忍海農協へ入れられて、誰のお金かわかんっていうのが実態なんですよ。公金と違うとか、こういうふうなことになるんで、一人一人の方々の認識を、僕、お尋ねしてるんですけども、そのときに相談を受けられた段階ではね、別に非公式のお金なのかどうかは別にして、そのお金の所有者としては新庄町であったという認識をお持ちでしたんですか。

清村証人 私は、やっぱり今おっしゃっているようなことで、町のお金ということです。

西川委員 認識だった。

清村証人 はい。

下村委員長 ちょっと今、資料を見てもらっておりますのは、平成16年度の収入役という形で、お金の出入りがかなりあると思うんですよ。それを見ていただいたら、平成16年3月29日で

すか、振り込みということで、合計が2億円を超えると思うのですけれども、これはご存じですか。

清村証人 いや、初めて見るし、内容はわからない。

下村委員長 わからない。

清村証人 はい。

下村委員長 ずっともうちょっと下のね、平成16年9月28日といいますと、合併のすぐ前の日ぐら
いだと思うのですけれども、これも振り込みということで、かなりの額、6、7千万ですか。

清村証人 出てるということ。入ってますねやろう。

下村委員長 これもご存じない。

清村証人 全くわからないです。総務課でこういうことを扱うということがまずないと思います。

下村委員長 そうですよやろうけど、ご存じかどうか、ちょっと資料を見ていただいて、ちょっと聞い
ただけなんですけれども、わかりました。

清村証人 出納室の仕事になるかなと思いますけどね。

下村委員長 ありがとうございます。

ほかにございませんか。

谷原委員。

谷原委員 出納課の方でお金の出入りはされるからあれなんですけど、私、先ほども西川委員がお尋ね
になったところにちょっと引っかけるところがあるのですけれども、予算決算で議会を通じて
ですね、これを審議して、執行し、決算で承認していくと。財政法定主義ということでや
っておるわけです。ところが、今お聞きしますと、言ってみればですね、そういう未処理金
という形で、ある意味では表に出てこないお金ですわね。これについては当然議会にも知ら
されてないわけですよ。知ってたら当時大変なことになるわけですから、だから、総務課長
としてですね、生野収入役からこういうお金があるというふうに聞かされたということであ
りますけれども、そのときにですね、ああ、そうですかということなんですけれども、私と
してはちょっとですね、そこが腑に落ちないところがありましてですね、実は、清村さん以外
にも、例えば生野収入役は、この方とこの方とこの方とこの方ということで、それは知って
るということを証言されてるんですね。だから、収入役としてはそういうお金があるとい
うことを当時の総務財政課長などにはどうも伝えてると。伝えてるけれども、それがそのま
まに議会にもですね、あれはまたオープンにならずに最後まで来てしまったということなので、
ちょっとそこがですね、私もう一つよくわからないんです。上から聞かされた、そうなん
ですというだけですね、果たして当時ですね、総務課長をやっておられてですね、そこら
辺のご認識は本当にどういうことだったんかということですね、何か考えを持たれたのかど
うかね。そこら辺をちょっとお聞きしたいんです。ただ単にそういうことを聞かされて、そ
ういうもんだということになったのか。私としてはもう一つよくわからないので、もう一度
尋ねさせていただきます。

清村証人 単純かもしれませんが、やっぱり我々のかなり上の上司ですんで、聞いただけで終
わってると。恥ずかしいですけども、そういう思いで終わっています。

下村委員長 ほかにございませんか。

杉本委員。

杉本委員 僕も気になったんで、1つだけ質問させていただきます。

1度生野さんからお聞きして、その後はこの話は一切出てこなかったんですかね。それとも何回か出てきて、どんな状況やとかっていう途中経過なり何なり、今問題になるまでの間、どんな話をお聞きになってるか、ちょっとお聞かせいただきたいです。

清村証人 一度もそういう話は、1回きりです。その後もないです。

下村委員長 杉本委員。

杉本委員 そしたら、その後、未処理金についてはどうなったかっていうのは全くわからない状態ってことですかね。ただ1回聞かされただけってことですか。

清村証人 結局人事異動もあるし、また次の財政担当課長も報告受けてはんのかどうか知らんけども、それについてどうっていうふうなことは特になかったように思いますけどね。

杉本委員 ありがとうございます。

下村委員長 西川委員。

西川委員 答えにくかったら答えんでもええねんけども、この非公式なお金、こういうふうなことは総務課長として知ってるということは、当然その当時の収入役やった生野名興さんが知ってるということは、感じとしてですよ、当然そのときの助役なり町長なりが、こんなことを知らんというふうなことはないと思うんですけど、清村さんの口から言えるかどうかわかりませんが、本来こんな知らんというふうなことがあり得へんと思うんですけど、どう思われますか。

清村証人 今のことについては、私も西川委員と同じように思います。

下村委員長 西川委員、一応それでよろしいですか。

西川委員 はい。

下村委員長 平成16年当時のことですが、外部通報窓口とって、わかりますか。今のこの件に関して、問い合わせとかいろんな話が市の方の担当課に来たという、そういうようなことはないですか。

清村証人 特にないです。

下村委員長 あなたがね、その裏金の、裏金と言いますけども、存在を聞かれたときに、そのときの町ですね、そういうことを裏で報告というか、お話しされるような窓口はなかったですかね。窓口といいますか、そういう話を聞かれたということはないですか。

清村証人 ないです。

下村委員長 あなたが未処理金の話を聞いたときに、当時ですね、当時の新庄町に公益通報窓口が設置されていれば、通報したと思われますか。

清村証人 私自身ですか。

下村委員長 そうです。

清村証人 多分してないと思います。

下村委員長 どうしてですか。

清村証人 どうしてですかって、やっぱり確認したわけやないし、内容も聞いただけのことであるので、よくわからないので、そこまでは考えないです。しないです。

下村委員長 そしたら、委員の方はほかにないですね。

(「なし」の声あり)

下村委員長 ないようでしたら、以上で証人の清村氏に対する本日の尋問は終了いたしました。

証人におかれましては、ここでご退席いただいて結構でございます。長時間にわたり、まことにありがとうございました。

(清村証人退室)

下村委員長 本日の調査案件は以上であります。

ここで委員外議員から発言の申し出があれば許可いたします。

ございませんか。

(「なし」の声あり)

下村委員長 ないようですので、委員外議員の発言を終結いたします。

本日は、午前から午後4時ちょうどですけれども、本当に長時間ありがとうございました。また、きょうは参考人として、午前3人、午後3人ということで、非常に貴重な、きょうは委員会であったと思います。今後ともまだ委員会等ございますので、よろしく願い申し上げます。私の最後の挨拶にしたいと思います。

これをもって、旧町時代における未処理金調査特別委員会を閉会いたします。

閉 会 午後4時02分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

旧町時代における未処理金調査特別委員会委員長

下村 正樹